


2725
163



2

2725
163

見本

青年修身公民書

卷三

本科五年制用

文
部
省



青年修身公民書

卷三

本科五年制用

發行所寄贈本

文
部
省



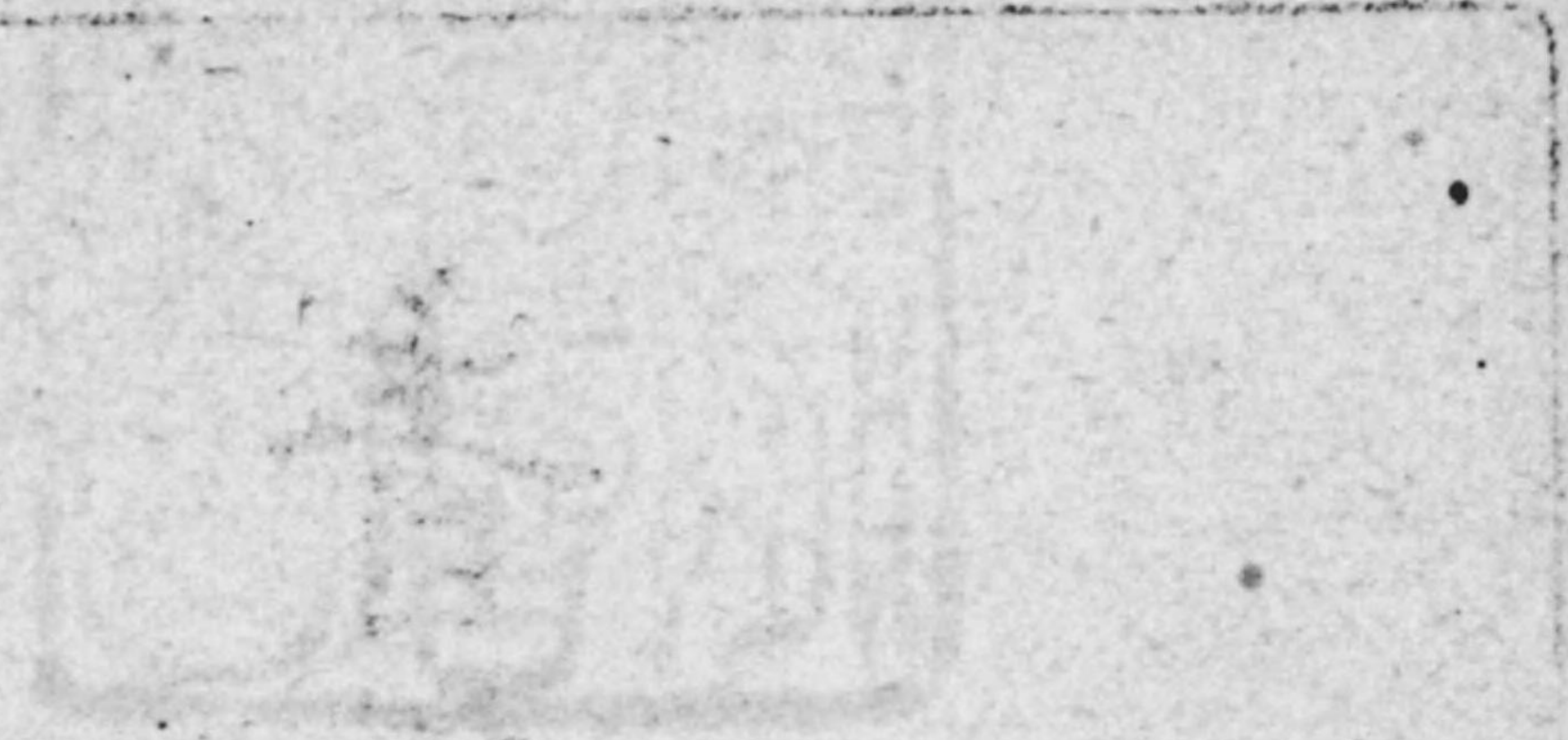
272.5

~~140~~

163

詔

勅



天壤無窮ノ神勅

御誓文

教育ニ關スル勅語

國民精神作興ニ關スル詔書

即位禮當日紫宸殿ノ儀ニ於イテ賜ハリタル勅語

國際聯盟脫退ニ關スル詔書

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

米國及英國ニ對スル宣戰ノ詔書

天壤無窮ノ神勅

豐葦原ノ千五百秋ノ瑞穂ノ國ハ是レ吾ガ子孫ノ

王タルベキ地ナリ。宜シク爾皇孫就キテ治セ。

行矣。寶祚ノ隆エマサムコト、當ニ天壤ト窮リナ

カルベシ。

御誓文

(明治元年三月十四日)

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天

壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良
ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス
ルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ
涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス
是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵
源ニ溯リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シ
タマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ
申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シ
テ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ

爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ
輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革マスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實

效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ

大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

即位禮當日紫宸殿ノ儀ニ於イテ

賜ハリタル勅語

(昭和三年十一月十日)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ
萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ
躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シ
ク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク
皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視
ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相
率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是

レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナ
リ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ懲シテ立
憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業
ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以
テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗
ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ頼リ以テ天職ヲ治メ墜スコト
無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ

朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運
ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永

ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀
フ爾有衆其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ
朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖
宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

國際聯盟脫退ニ關スル詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スル
ヤ皇考之ヲ憐ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ
繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ
今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全
ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ
保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト
背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟
ヲ離脫スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス
是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今
ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東
亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信チ
國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕力念トス
ル所ナリ
方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭
遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕力意ヲ體
シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ
嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局

ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ
貢獻セムコトヲ期セヨ

御名 御璽

昭和八年三月二十七日

國務各大臣副署

昭和十四年五月二十二日 青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ
維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而
シテ其ノ任實ニ繋リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ
汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ
中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ
執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪
守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ
負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

米國及英國ニ對スル宣戰ノ詔書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ
昭ニ忠誠勇武ナル汝有眾ニ示ス
朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海將兵ハ全力
ヲ奮テ交戰ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕
カ眾庶ハ各其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ
征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ
抑東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ不顯
ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕カ拳々

措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ
偕ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ
不幸ニシテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サ
ルモノアリ豈朕カ志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞
意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國
ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ
國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提攜
スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミ
テ兄弟尙未タ牆ニ相閱クヲ悛メス米英兩國ハ殘存政權ヲ
支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制

覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメムトシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障

礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ
皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有眾ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名 御璽

昭和十六年十二月八日

國務各大臣副署

目次

第一課	皇國青年……………	一頁
一	大東亞戦争と青年……………	一頁
二	國家と青年……………	五頁
三	われらの修練……………	八頁
四	生活の充實……………	一一頁
第二課	世の中……………	一七頁
一	和衷協同……………	一七頁
二	隠れた努力……………	二〇頁
三	感謝報恩……………	二五頁
第三課	正義……………	三一頁
一	正義感……………	三一頁

目次

二 義と勇……………三四頁

第四課 裁判……………四三頁

一 権利と義務……………四三頁

二 裁判の神聖……………四五頁

三 裁判所……………五三頁

四 訴訟と調停……………五六頁

第五課 學ぶ心……………六二頁

一 學ぶことの尊さ……………六二頁

二 教養を高めよ……………六七頁

三 わが國の教育……………七三頁

第六課 職業……………七七頁

一 人生と職業……………七七頁

二 職業報國の精神……………七九頁

第七課 日々の生……………八五頁

一 日々の建設……………八五頁

二 自覺ある生活……………八八頁

附録

一 和歌……………一頁

二 漢詩……………八頁

三 名言名句……………一三頁

四 壁書……………二四頁

五 自警……………二五頁

青年修身公民書 本科五年制用卷三

第一課 皇國青年

一 大東亞戦争と青年

昭和十六年十二月八日、米國及び英國に對して嚴かに戦ひは宣せられた。一億國民は血湧き、肉躍り、心もはればれと米英撃滅のためふるひ立つた。大君の御ため、御國のため、今こそわが身を捧げ奉る時が來たのである。

御稜威のもと、必勝の信念にもえる勇猛果敢なわが將兵は、ハワイを急襲し、フィリピン・マライ半島・ジャワ・スマトラ等を次々に攻略し、陸に海に空に、赫々たる戦果を收めた。壯烈鬼神を泣かしめる

赫々たる
戦果

大東亞戦争の勃發

ハワイ空襲



岩佐中佐

敵前上陸神速巧妙な作戦、電撃的捨身の戦法に敵の據點はもろくも相次いで陥落したのである。しかも悪天候を冒して敢行したハワイの急襲、就中特別攻撃隊のめざましい働きは國民のひとしく感激するところであり、護國の華と散つた岩佐中佐をはじめ九人の勇士を仰ぎ、忠勇義烈の軍神と崇めてゐる。

われらは忠誠勇武の傳統的精神をますます發揮し、戦線に立つては勇敢なる軍人として盡忠奉公に赤誠を捧げ、職場に於いては決意を新たにして生活を引きしめ、無駄を省き、生産につとめ、一億一心、總力を舉

戦ひに勝ち抜くため

げてこの戦ひに勝ち抜かなくてはならない。米國及び英國に對する宣戰の詔書には、

「朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戦ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕カ眾庶ハ各其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ舉ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ」

と仰せられてある。われらは戦ひに勝ち抜くために、心身を鍛へてよく生活の困苦に堪へ、物資の缺乏、人力の不足を克服し、ひたすら大詔を奉體して大御業を翼賛し奉り、以て東亞の安定、世界の平和に寄與すべきである。

そもそも國家活力の源泉は青年である。八紘爲宇の大精神を發揚して大東亞の新秩序を建設し、希望にみちた新しい世界を打ち建てる光榮ある重責を雙肩になつてゐる者は、實にわれら青

若きわれらの力

年である。大君の御ため、國家のため、或は戰地に於いて、或は職場に於いて、身命をなげうつて奮勵する青年子女の若々しい強い力こそ、大東亞共榮圈確立の礎であり、世界新秩序建設の基である。

立志報國

山本聯合艦隊司令長官は特別攻撃隊の偉勳をたたへるとともに、

断行

兵學校卒業前後の若武者どもを加ふるこの決死隊が、敵港に突入してこの

成果をあげたるを思へば、今の若い者は、などと口はばつたきことは申すまじきことと、しかと教へられ、これまた

沈勇果斷

感泣に堪へざることに御座候。

七生報國

と述べてゐる。忠烈鬼神を泣かしめる

九柱の軍神も、思へば二十代の若き青年勇士であつた。われら皇

軍神の遺書

國の勤勞青年は、潑刺たる意氣を以て、戰線に銃後に奉公の誠を致して皇國のわれらに期待する重責を果し、以て大東亞戰爭の目的完遂に遺憾なからしむべきである。

明治天皇御製

横山少佐

ますらをに旗をさづけていのるかな

日の本の名をかがやかすべく



〔生活反省〕 大東亞戰爭下に於けるわれらの覺悟を語れ。

二 國家と青年

國家の興隆、國運の進展は、その基づくところ實に青少年の教育にある。日露戰爭が終つた時、心ある人々は、今度の戰爭の勝利は國民教育振興の賜であるといつた。今、歐洲の新秩序建設のため

國家と青年

に戦つてゐる獨逸のヒトラー總統もまた青少年の鍛錬に力を注ぎ、ヒトラー青少年團を組織してその教育を充實し、輝かしい成果を収めてゐる。伊太利のムッソリーニ首相もまた國民の教育に非常な力を注ぎ、國家有爲の青少年を育成することにつとめてゐる。

かやうに、勃興する國の指導者は常に青少年の將來に多大の期待をかけ、その鍛錬に非常な努力をつづけてゐるのである。

わが國に於いては青少年の國家的地位に鑑み、皇國の道に則とり、團體的實踐鍛錬を施し、共勵切磋、確乎不拔の國民的性格を鍊成し、以て負荷の大任を全うせしめるた



大日本青少年團本部

青少年團

めに、昭和十六年一月、新たに大日本青少年團が結成された。

大日本青少年團は本部及び地方團から成り、本部は東京に置かれてゐる。地方團は道府縣青少年團、都市區青少年團、町村青少年團及び單位團から成り立つてゐる。單位團の中、青年團と女子青年團は公立青年學校の通學區域を標準とし、少年團は國民學校を單位として設けることになつてゐる。

青年團の一員であるわれらは、青少年團の設けられてゐる所以をよく辨へ、皇國青年としての心身の鍛錬につとめなくてはならない。

思ふに國力の盛衰、國運の消長はかかつて青年の雙肩にある。肇國の大精神を發揮し、東亞の新秩序を建設して世界の平和に寄與すべき皇國の光榮ある使命を果すも果さざるも、一にわれら青年の覺悟いかんによつて決せられるのである。

皇國の使命とわれらの責務

昭和十四年五月二十二日、青少年學徒に賜はつた勅語には、
「國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セム
トスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繁
リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ」

と仰せられてある。かやうに優渥な勅語を賜はつたわれら青少年は、恐懼感激して奮起しないではゐられない。

おろそかにわがものとやは思ふべき

君が御楯と生まれてし身を

八田知紀

〔生活反省〕 青年の地位と責務について語れ。

三 われらの修練

體力がめきめきと充實し、精神力もまたいよいよ旺盛となつて

期 練成の時

來る青年時代は、いはば人生に於ける蕾であり、花であり、第二の誕生期である。従つて青年時代こそは最も修練に適した時期であり、また最も重要な心身鍛練の時期である。「鐵は熱いうちに鍛へよ」といふ諺があるが、この大切な修練の時を無爲に過してゐては、到底國家のために役立つ有爲の人物となることはできない。

青年時代につとむべきことは、第一に身體の鍛練である。産業の振興、國防の充實、大東亞新秩序の建設など、一として國民體力の増強に俟たないものはない。國民皆兵のわが國に於いては、すべての國民、特に青年が規律正しい適度の鍛練によつて有爲有能の健民健兵となり、高度國防國家の建設に萬遺憾なきことを期すべきである。殊に、人と物の總力を擧げて戦つてゐる今日に於いては、健全有爲の人材が豊かなくてはならない。大東亞共榮圈の廣大な地域を擁し、皇國を中核とする大東亞を建設して行くため

身體の鍛練

精神の錬磨

にも、また長期戦に勝ち抜くためにも、國民體力増強の問題がいかに重要であるかを悟るべきである。

第二につとむべきことは、精神の錬磨である。切磋琢磨、文を修め武を練り、困苦缺乏に堪へ、質實剛健の氣風を養ひ、堅忍不拔の意志を錬成し、思想を淨化し、教養を高め、勤勞にいそしみ、必勝の信念を以て大東亞戦争に勝ち抜かなくてはならない。畏くも青少年學徒に賜はつた勅語には、

「汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ」と仰せられ、われらの向かふべき大道を示し給うてある。われらは、この光榮ある時局下に生まれあはせたことに誇りを

感じ、大君の御ため、御國のため、立派に御奉公のできる健全有爲の青年となるやう、常に心身の錬成につとめなくてはならない。

數ならぬ身にしあれども今日よりは

わが身にあらぬわが身とぞ思ふ 杉浦重剛

〔生活反省〕 長期戦に勝ち抜くための皇國青年の修練はいかにすべきか。

四 生活の充實

われらは若木のやうに、ぐんぐん伸び行く皇國青年である。希望にみち、未來をもつ。皇國の御民としての若さは、實にわれらの誇りであり、力であり、よろこびである。輝かしい東亞の中核世界

若さのよ
ろこび

氣魄と熱意

反省すべき點

の日本は、われらの雙肩にある。この誇り、この大任を自覺し、惠まれた若き力を感謝し、生きがひのある青年らしい充實した生活をする事は、正にわれらの責務である。

われらには大きな理想があり、もえ立つ感激があり、目的に向かつて突進する勇氣がある。いかなる困難にも屈せず、いかなる艱難にもたわまず、敢然として邁進する氣魄がある。この理想、この感激、この勇氣、この氣魄こそ、國民生活の推進力であり、皇國進展の活力であり、回天の偉業達成の原動力である。

しかしこの尊ぶべき氣魄や熱意も、我執や偏見にとらはれて中正を謬り、血氣に逸つて猪突猛進し、思慮分別を缺いて無謀の行動に出るやうでは、修練を積んだ教養ある青年といふことはできない。

われらは、大東亞建設の重責を負ふ皇國青年であることを自覺

向上と努力

し、青年として有する長所はますますこれを發揮することにつとめるとともに、よく内外の情勢を究め、思索を精にし、判断を誤らず、各自の本分を守つて勤勉着實に働き、青年の侵し易い過誤に陥らぬやうにしなくてはならない。

皇國青年にとつて最も大切なことは、向上心をもつといふことである。これで十分だと思ふ人には進歩はない。常に一步高い所をめざして努力するところに向上がある。元來、人は誰でも磨けば光る性能を有してゐるのであるから、われらは東亞共榮圈建設の雄大な構想のもとに志を立て、奮闘努力すべきである。橋本左内は十五歳の時に、「啓發録」といふ書物を書いて自らを警め、孜孜として修養を怠らなかつた。中庸に、

「人一たびにしてこれを能くすれば己はこれを百たびし、人十たびにしてこれを能くすれば己はこれを千たびす。」

理想と現實

とあるが、かやうな精進努力があつてこそ、はじめて有爲の人物となることができるのである。

天才とは實に、自らつとめてやまぬ不斷の努力を積んだ人に外ならない。修養努力を忘れて徒らに大言壯語したり、或は悲憤慷慨を事として萬一の僥倖をこひねがふが如きは、昭和の青年の斷じて採らぬところである。

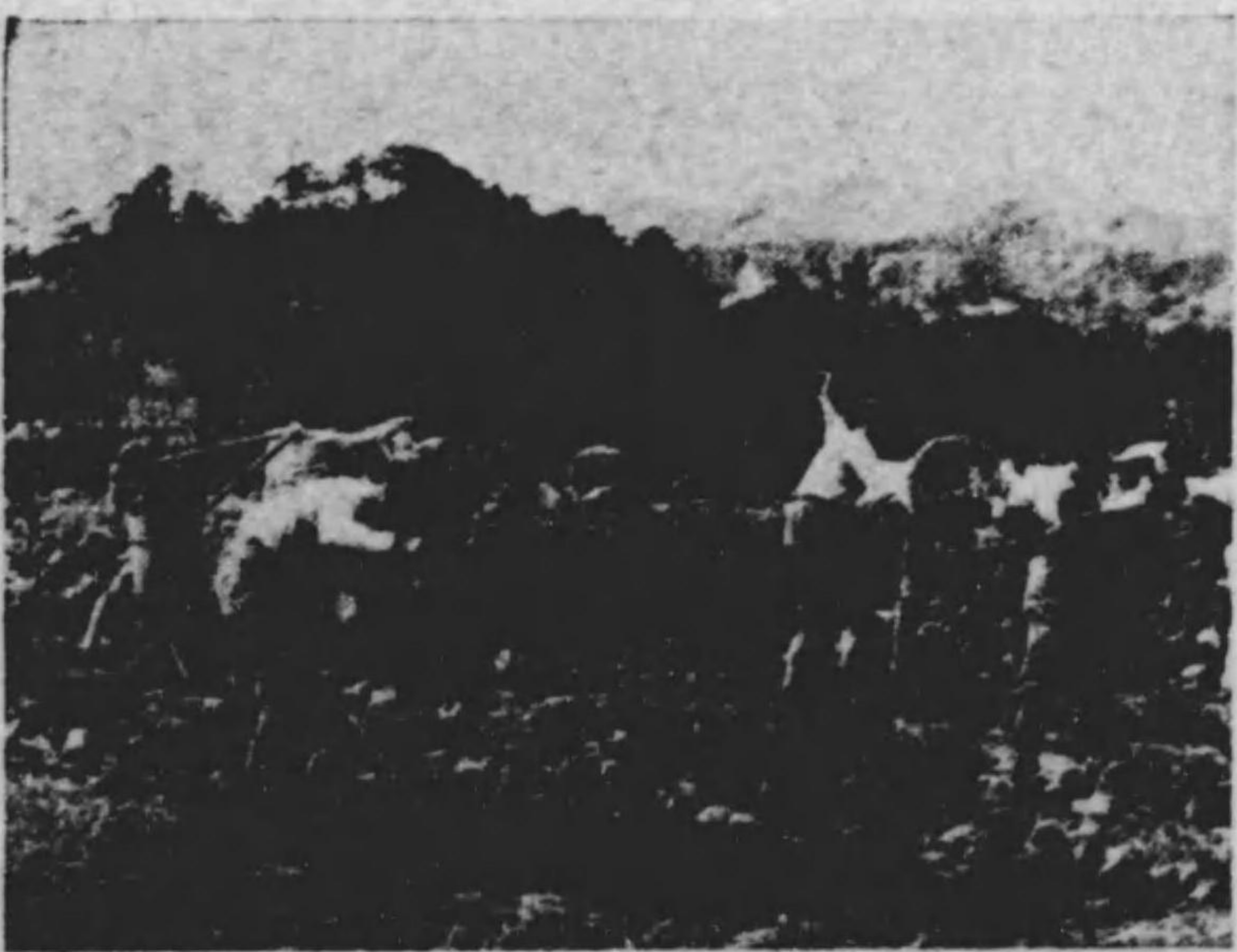
青年は心を豊かに、理想を高くもたなくてはならない。われらの行く手を照らし、われらの生活を高めるものは、高遠な理想である。青年は須く希望を大きく、理想は高くもて。しかし、百里の道も脚下の一步からはじまり、十年の歲月もただ今の一刻からなる。現實を無視して空想に走り、當面の仕事を怠つて徒らに憧れの夢を追つてはならない。足を現實の大地に踏みしめ、眼は青天の高きを仰げ。今従事しつつある實務に精出し、萬難を排して理想の

心の動搖と自制自重

實現につとめよ。これこそわれらのつとめである。

實務に従事する青年

高遠な理想を胸に描き、輝く希望の光をめぐして進んでゐる青年も、目前に横たはる困難や障害に遭遇すると、志も挫け、心に不安動搖の波が高まる。かくて遂には、折角立てた志も途中でこれを抛棄し、果ては自己を疑ひ、世をはかなみ、自暴自棄に陥るやうなことになる。



されば、つとめて感情の激發を抑へ、我欲我執を制し、自制自重して心の鍛錬につとめなくてはならない。王陽明は、「山中の賊を破るは易く、心中の賊を破るは難し」といつてゐる。

勇ましく
進め

そもそも憂苦艱難は人生の常であつて、惱みの川を渡り、悲しみの山を越えて、ををしく進んで行くところに生活の意義がある。不幸に當面しても落膽せず、逆境に陥つても悲觀せず、この不幸、この逆境を神佛のわれらに與へる慈愛激勵の鞭とよるこび、志を堅く守つて修練につとめ、朗かに勇ましく進め。他を羨まず、また他に依頼せず、あくまで障害を排して新進路を開拓し、勇往邁進、他日大成の日を待て。最後の勝利は、必ずやかかる人の頭上に輝くであらう。

明治天皇御製

いさみたつ人の心の若駒よ

あやふき道にすすまざらなむ

〔生活反省〕 自己の長所と短所とを反省せよ。

第二課 世の中

一 和衷協同

青年は感激性に富み、正義を愛し、友情に厚い。何事でも心おきなく語りあひ、信頼する友のためには利害打算を超越して力を盡くす。よるこびをともし、悲しみを分ち、互に助けあひ、互に勵ましあふのも美しい友情の發露である。世の中に純情な青年の交りほど、うるはしく力強いものはない。名も知らない他郷の青年に對しても、友人に對すると同じやうな親愛の情を以て接することができたら、どんなに世の中が明かるくなることであらうか。そもそも、この世の中は自分一人でできてゐるものではなく、隣近所の人々はもとより、顔も見知らぬ多くの人々とも、實は密接な

青年の友
情

世の中は
大きな網

深い関係をもつてゐる。世の中はちやうど縦に結び、横に絡んだ、はてしもない大きな網のやうなものである。この網の目の一つ一つが個々の人である。しかも一つ一つの網の目は全體の中の、一つであるから、全體の動きは直ちに一つ一つの網の目に影響を及すと同時に、一つ一つの網の目の動きはまた全體に影響を與へる。

國家と己

かやうに全體と個、全體と部分とは不離一體の関係にある。國民の一人であり、郷土の一分子であり、家族の一員であるわれわれは、家といふ全體の一部分であり、郷土といふ全體の一部分であり、更に國家といふ偉大なる全體の各部分である。各個人の善惡正邪、強弱勤惰は直ちに國民生活全體に大きな影響を與へる。もしも各人の行動を世間とは没交渉のものであるかのやうに考へ、わがまま勝手な振舞ひを敢へてする者は、全體に對する個の深い意

親和協力

味を知らない人といはなくてはならない。

苦しみ悲しみ悩む者を見て人ごとのやうに思つてゐるのでは、和衷協同、一億一心の實を擧げることにはできない。人生といふ永い旅路にはよい道づれがいるし、世間を渡るには「なさけ」といふ通り手形が必要である。仁といひ、恕といひ、愛といふのは、これを指してゐる。

われらは、この世は實にあひみ互ひであり、なさけはお互ひのためであることを自覺し、自己の分を盡くすとともに、他人の人格を重んじ、その名譽を尊重し、苦樂喜憂を同じうして一億總親和につとめ、皇國の總力を發揮して大東亞の建設に邁進すべきである。

明治天皇御製

世の中の事ある時にあひぬとも

おのがつとめむわさな忘れそ

偉人の力
〔偉人傑士〕

〔生活反省〕 全體と個との關係について熟考せよ。

二 隠れた努力

國家が繁榮し、世の中が進歩するのは人々が協心戮力、私心を去つて公に奉じ、全體のために奮闘努力するからである。國家の安危をわが安危とし、郷土の禍福をわが禍福とし、天下の憂ひに先だつて憂へ、天下の樂しみに後れて樂しむやうな偉人傑士は、國家の運命を雙肩になひ、御稜威のもと、國力の伸展、回天の偉業に一身を捧げて悔いない人々である。

〔佐久間象山の抱負〕

信濃松代藩士佐久間象山は、吉田松陰の事に連坐して安政元年、江戸の獄につながれたが、出獄後在獄中の思想を筆録して、省譽録と名づけた。その最後の一節に、

余年二十以後乃知匹夫有繫一國
三十以後乃知有繫天下四十以後乃知
繫全世界

「予年二十以後は乃ち知る匹夫も一國に繫ることを。三十以後は乃ち知るを。四十以後は乃ち知る天下に繫ることあるを。四十以後は乃ち知る五世界に繫ることあるを。」

佐久間象山とその筆蹟



夷派の兇刃に斃れ、高邁な識見、卓抜な抱負

の實現を見ずに五十四年の生涯を終つた象山の如きは、雄大高遠の理想と豪壯博大の精神とを以て、皇國日本興隆のために心肝を碎いた人である。

象山の門人吉田松陰は、透徹した國體觀念ともえる愛國の赤誠とを以て、尊皇攘夷の運動に挺身し、身は遂に武藏野の露と消えたといへ、その門下からは久坂玄瑞、高杉晋作、木戸孝允、品川彌二郎

〔吉田松陰の門人〕

伊藤博文・山縣有朋等幾多の俊秀逸足が相次いで出で、明治維新の大業を翼賛し奉り、松下村塾の名を天下に高からしめてゐる。これを思へば、世の中の進歩に個人の偉大な感化の與つて力のあつたことを見逃してはならない。

その他、土佐の偉人野中兼山の土木殖産事業への献身、民生の恩人青木昆陽の甘藷栽培による救荒濟民の業績、土の聖者二宮尊徳の報徳の信念と實行とは昭々として今に至るまで承繼せられ、その餘徳はひとしく國民の仰ぐところとなつてゐる。

〔偉人の
勞苦〕



野中兼山

偉大な人の非凡な頭腦才幹・技倆などが、世の中に不滅の光を放ち、文明の進歩、世運の進展、國力の増進に多大の貢獻をなしてゐる例は枚擧にいとまがない。しかもこれらの偉人傑士が、學術に、産業

隠れた努力



青木昆陽

に、經濟に、軍事に、先覺者として或はまた開拓者として嘗めた血のにじむやうな艱難辛苦は、言語に絶するものがあつた。確かに偉人の獻身的努力は世界の進歩、國運の飛躍に大きな力となつてゐる。

しかし國家の隆昌、文化の進展は偉人傑士のみの力によるものではなく、無名の人々の倦まざる努力、隠れた勞苦に俟つところが大きい。偉人に私淑し、高い理想に向かつて邁進するのは青年にふさはしいことであるが、自己の力量や才能を考へず、先覺者の辛苦努力を察せずして一攫千金を夢み、或はみだりに立身出世をこひねがふが如きは、堅實な青年、思慮ある國民の採らざるところである。心ある青年は偉人傑士を崇拜し、英雄を讚美するだけでなく、無名の偉人、隠れた傑士の努力に對しても常に尊敬の念を抱く。

われら勤勞青年は各自の力を自覺して分を守り、虚名を求めず、隠れた努力を惜しまず、自らの地位と仕事の性質をよく考へ、自重自愛して自己存在の嚴肅なる所以を深く思ひ、職域奉公の道にいそしむべきである。

昭憲皇太后御歌

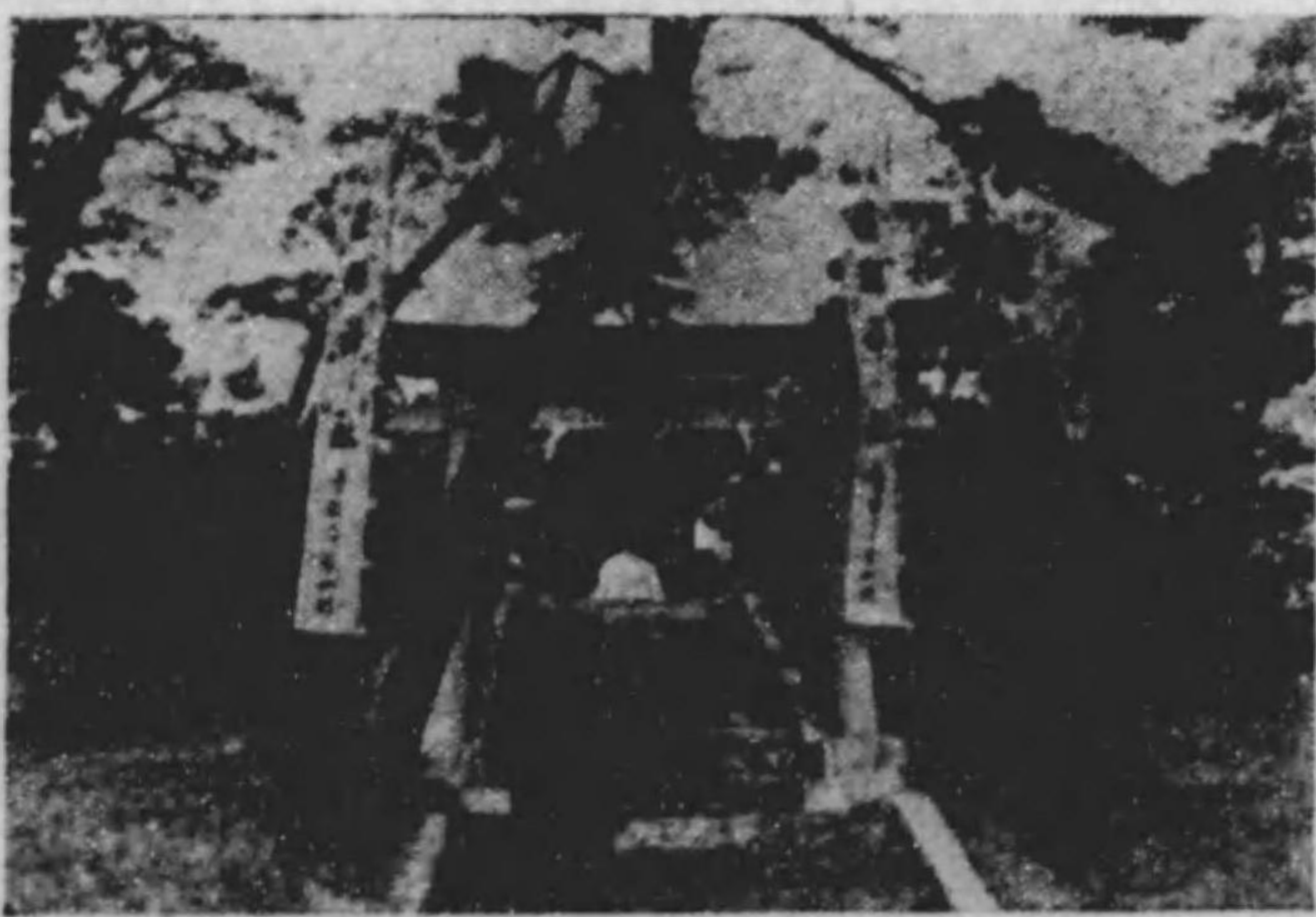
すめらぎのみ國の爲と萬民

よろづのわざにきそふ御代かな

〔生活反省〕 一偉人の力の尊ぶべき所以を具

體的な事例を擧げて考へてみよ。

二無名の人々の隠れた努力と全體の進歩との關係について述べよ。



昆陽神社

無限の恩惠

三 感謝報恩

われらは皇國の民として生まれ、聖代の大御恵みのもと、親の慈愛、人のなさけ、自然の恵みに浴して生活してゐる。即ち無窮の皇恩のもとに親の恩、國土の恩があり、また衆生の恩があつて、はじめてわれらはこの世の中に生存して行くことができるのである。一粒の米にも、播種、植付、施肥、除草、收穫などに注がれた農民の丹精を思へ。一尾の魚にも、波浪と戦ひ、潮風に惱まされながら、漁獲にいそしんだ漁民の苦心をしるべ。われらは、方三尺の食卓上にも無限の恩惠のあふれるのを見る。一枚の着物、一塊の炭、一滴の油、一片の紙も、目に見えぬ多くの人々の勞苦、丹精の結晶でないものはない。思ふに物質生活の上に於いても、精神生活の上に於いても、われらは無量の恩、無邊の恵みに浴してのみ生活し得るに過ぎ

感謝の生活

ないのである。

廣大無邊の皇恩を仰ぎ、國土父母衆生のもろもろの恩恵を深く思へば、感謝の心が自ら湧く。求めて飽くことを知らない人、うけた恩を有難いと感じない者は、どんなに恵まれた境遇にあつても不平不満の中に一生を終る。恩を恩と思はぬ人ほど氣の毒なものはない。たとひ生活は貧しくとも、物を大切にし、事を慎み、人を



貝原益軒

敬し、感謝の中に生活する人は心豊かなし、あはせな人である。貝原益軒は、

「およそ人は恩を知るべし。恩を知るを以て人とす。恩を知らざれば鳥獸に同じ。」(初學訓)

といつてゐる。

日常生活の瑣事に對しても事ごとく感

謝し、艱難にあつてもこれをよろこび、憂苦に陥つてもこれを樂しみ得る人は、前途に大いなる希望を生じ、明朗快活な生活をするこ

とができる。
徳川齊昭は農人形を膳の上に置き、食事のたびに飯を供へ、農民の勞苦に感謝の眞心を捧げた。良寛は田に出て働く農夫に合掌して感謝したといふが、聞くだに奥ゆかしいことである。

朝な夕な飯食ふごとに忘れじな
恵まぬ民に恵まるる身は
徳川齊昭

報恩の道
内に感謝の心を湛へてゐれば、自ら外にあふれて感謝の言葉となり、報恩の行動となる。故に報恩の第一歩は、まづ感謝の心をもつことである。些細の事でもうけた恩を忘れることなく、常に感謝の心を以て世のため人のために陰徳を施し善根を積めば、果報わが身に及び餘慶わが家に至るのみではなく、やがてそれは恩人

に對する報謝の道となるのである。

われら皇國の青年が一身を君國に捧げて忠誠を致し、皇恩の萬一に報い奉るのは、報恩の最上最大なものであるが、父母に孝養を盡くして生育の恩に報い、身を立て道を行つて師の恩に報いるのも、皇國民としての大いなる報謝の道である。また公益を廣め、世務を開き、奉仕の生活に己を捧げ、この世の中を一層住み心地よくすることは、世の人々に對する報恩であり、萬物をしてそれぞれの特質を發揮せしめ、その存在の意義を全からしめることも、また國土、自然の恵みに報いる所以である。

二宮尊徳の報徳精神

二宮尊徳は、その説くところの報徳の精神の何であるかを説明して、

「わが教は徳を以て徳に報ゆる道なり。天地の徳より、君の徳、親の徳、祖先の徳、その蒙る處人々皆廣大なり。これに報ゆるにわ

が徳行を以てするをいふ。君恩には忠、親恩には孝の類、これを徳行といふ。」(二宮翁夜話)
と述べ、更にまた、

「汝輩よくよく思考せよ。恩をうけて報いざること多かるべし。徳をうけて報ぜざること少からざるべし。徳を報ゆることを知らざる者は、後來の榮えのみを願ひて本を捨つるが故に、自然に幸福を失ふ。よく徳を報ゆる者は、後來の榮えを後にして、前の丹精を思ふが故に、自然幸福をうけ、富貴その身をはなれず。それ報徳は百行の長、萬善の先といふべし。よくその根元を押し極めて見よ。」(二宮翁夜話)

と教へてゐる。われらは、至誠と勤儉讓の實行とを生活原理として大なる業績を挙げた二宮尊徳の報徳の精神を學び、職域奉公に至誠を捧げて、無窮の皇恩に報い奉らなければならぬ。

何事も事足り過ぎて事足らず

徳に報ゆる道をしらねば

天地の神と皇とのめぐみにて

世をやすくふる徳に報いよ

二宮尊徳

二宮尊徳

〔生活反省〕

感謝報恩の美談について調べ、われらの學ぶべき點を記してみよ。

第三課 正義

一 正義感

明治天皇御製

ならび行く人にはよしやおくるとも

ただしき道をふみなたがへそ

世の中が明かるくなごやかになるためには、人々が正しい道をふみ行はなくてはならない。各人がわがまま勝手な振舞ひをすることが許されたり、他人の生命財産を侵し、その名譽を傷つけることが放任されたりしてゐては、人は一日もこの世に安住することはできない。されば正義は仁愛とともに、世の中を圓滿明朗にする二つの大きな柱である。

世の中と正義

義を尙ぶ
わが國民
性

義は人を清く正しくする道であつて、人としてふむべき道をふみ、なすべからざることをなさず、すべてよろしきに適ふことである。古來わが國民は義を尙び、義に勇み、義のためには一命をすてて敢へて顧みなかつた。孟子は、

「生もまたわが欲する所なり。義もまたわが欲する所なり。二者兼ねることを得べからずば、生をすてて義を取らん者なり。」

と述べてゐるが、これを忠實に實行してゐるのはわが國民である。

吉田松陰は「士規七則」の中で、

「士の道は義より大なるはなし。」

といつてゐるが、義に生き、義に強いわが國民の心構

士規七則
士は人を清く正しくする道であつて、人としてふむべき道をふみ、なすべからざることをなさず、すべてよろしきに適ふことである。古來わが國民は義を尙び、義に勇み、義のためには一命をすてて敢へて顧みなかつた。孟子は、
「生もまたわが欲する所なり。義もまたわが欲する所なり。二者兼ねることを得べからずば、生をすてて義を取らん者なり。」
と述べてゐるが、これを忠實に實行してゐるのはわが國民である。
吉田松陰は「士規七則」の中で、
「士の道は義より大なるはなし。」
といつてゐるが、義に生き、義に強いわが國民の心構

士 規 七 則

大丈夫の
心

へをよく喝破してゐる。大義のために一命を鴻毛の輕きにし、名分のために一家を捧げて敢へて悔いないところに、わが國民性の一大特質がある。

青年は正義を愛し、邪惡を憎み、不義を見ては義憤にもえ、敢然としてこれを懲らしめようと考へる。名利に惑はず、權勢を恐れず、正義のため水火をもいとはず、正しく強く生きるところに、青年の青年たる誇りがある。孟子は、

「富貴も淫する能はず、貧賤も移す能はず、威武も屈する能はず。これをこれ大丈夫といふ。」

といひ、孔子は、

「疏食を飯ひ、水を飲み、肱を曲げてこれを枕とするも楽しみまたその中にあり。不義にして富みかつ貴きは、われに於いて浮雲の如し。」

と述べてゐる。弊衣を身に着け、粗食を口にし、茅屋に住んでゐても、皇國青年として持ちたいものは、いはゆる大丈夫の心である。

〔生活反省〕 わが正義感を反省してみよ。

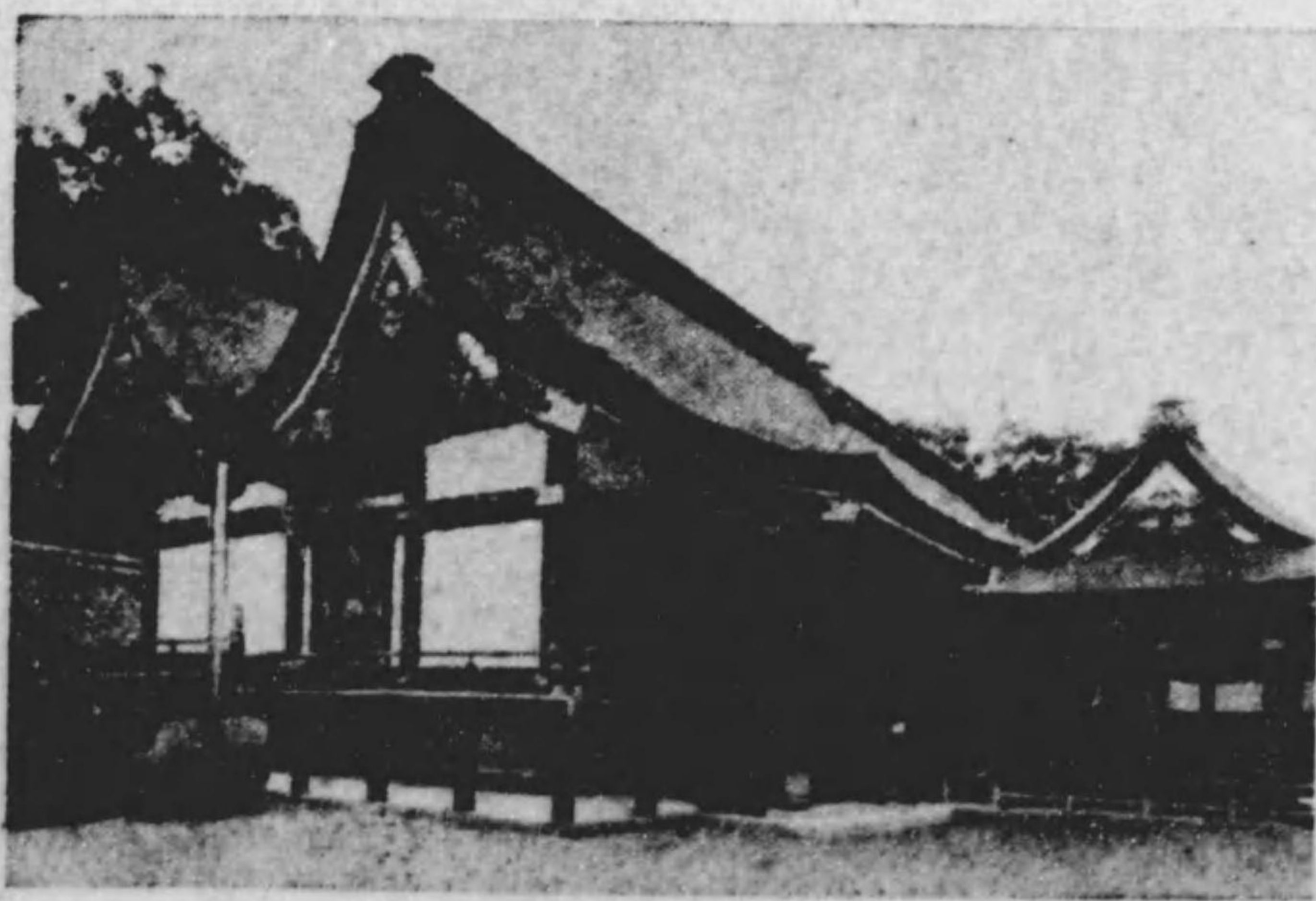
二 義と勇

明治天皇御製

吳竹のなほき心をためずして

ふしある人におほしたてなむ

利に迷はず、權勢に屈せず、誘惑に負けず、心に堅く義を守り、毅然として正をふんで恐れない者は、男らしい操守ある人である。無道の僧道鏡の脅迫を恐れず、



宇 佐 神 宮

清節の士

心を正し
うせよ



和 氣 清 麻 呂

誘惑に迷はず、宇佐神宮の神勅をありのままに奉答して彼の非望を屈せしめた和氣清麻呂の如き、或はまた終始一貫、皇事につとめ、寡兵よく逆賊足利の大軍を湊川に迎撃し、七たび人間に生まれて國賊を滅さんと誓つて斃れた楠木正成の

如きは、操守堅固、史上に燦として輝く忠勇清節の大忠臣である。

正義に生き、節操を尊び、公明正大の態度を養はうと思ふ者は、まづその心を正しうし、その意を誠にすることが肝要である。着るにも、食ふにも、坐するにも、正に合し義に適ふや否やを顧みよ。人に正を求める前に、まづ己を正しうせよ。 論語に、

「その身正しければ令せずとも行はれ、その身正しからざれば令すといへども従はず。」

正義と勇氣

とある。名分を明らかにし、大義に生きんとするわれら青年の味はふべき言葉である。

正をふみ義を守るには心を正しうし、物事の道理を辨へ、節制を重んずるばかりでなく、鞏固な意志を錬成することが肝要である。意志が弱く勇氣がなければ、心ならずも義に違ひ、不正に與するやうなことになる。『さればわれら青年は、正義と信ずることは斷乎として行ふだけの勇氣がなくてはならない。孔子は、

「義を見て爲さざるは勇なきなり。」(論語)

といひ、吉田松陰は、

「義は勇によりて行はれ、勇は義によりて長ず。」(士規七則)と述べてゐる。義に立つて、はじめて眞の勇氣が生まれる。

濱田彌兵衛は長崎の人で、末次船の船長として、しばしば南方諸邦に遊歴し、頗るその事情に通じてゐた。寛永の頃、末次平藏の商

濱田彌兵衛の剛勇
〔オラン〕

ダ人の不法

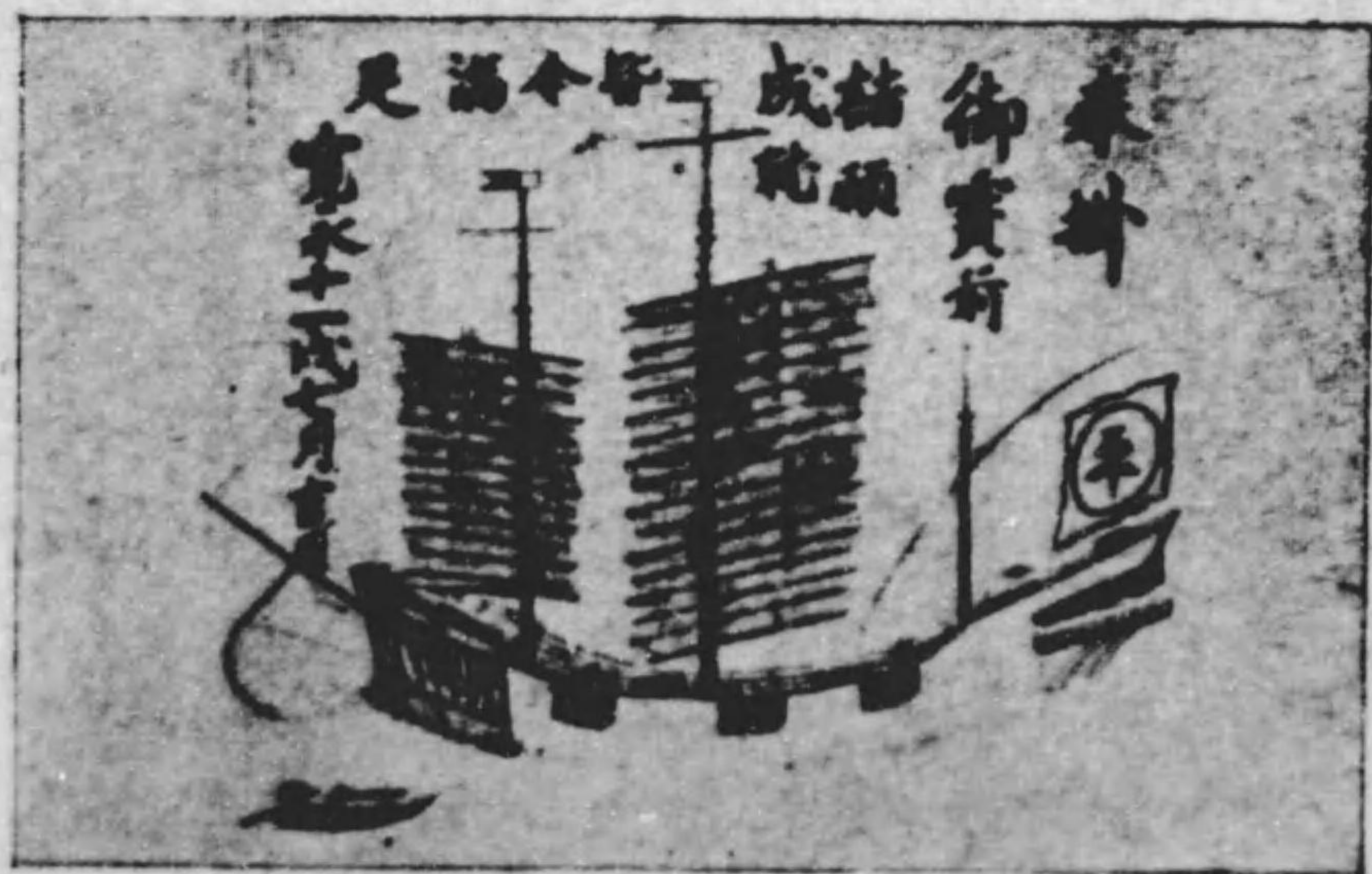
船が南方に派遣せられたことがあつたが、臺灣海峡を航行してゐると、オランダ人が大勢押し寄せて荷物や金銀を掠奪して行つた。

この頃オランダは臺灣を占領し、長官を置いて治めてゐたが、長官ノイツはオランダ人のたび重なる不法を敢へて止めようともしなかつた。平藏はオランダ人の暴行を聞き、

「これはひとり自分の恥ばかりではなく、皇國の恥である。どうしてこの仇を報ぜずにあられようか。」

と激怒し、幕府の許しをうけ、彌兵衛に圖るに報復の事を以てした。

正義の念に厚い彌兵衛は直ちにこれに應じ、弟の小左衛門、子の新藏その他部下を率ゐて臺灣に渡つた。日本の船の到着したこ



末次船

〔彌兵衛の義憤〕

とを聞き傳へたオランダ人たちは、定めし前年の遺恨を晴らすために来たものであらうと推察し、船を以て取り圍み、無法にも武器船具などを取りあげ、上陸することを許さなかつた。そこで彌兵衛はいろいろといひつくろひ、オランダ人たちの疑心を解くことにつとめ、ただ商賣のために渡海する外何の仔細もないことを力説して、漸く上陸することができた。

留まること數箇月、やがて長官に面接する機會が與へられたので、彌兵衛は、商賣にも差支へることであるから早々船具などを返してくれと訴へた。しかし長官は言を左右にして許さない。しかも彌兵衛父子兄弟三人の者を大勢のオランダ人に取り卷かせ、近づぐべきすきをも與へなかつた。危険は正に三人の上に加へられようとしてゐるのである。

〔彌兵衛の剛膽〕

〔死地に入る〕

三人は種々言辭を盡くし、機を見て長官の間近かに進み寄り、大

聲叱呼、彌兵衛は飛びかかつて長官を床上にねぢふせ、懷劍を胸に刺し當てた。近習のオランダ人たちが劍を抜き、斬りつけて來るところを、小左衛門・新藏の二人は刀を抜き、目をいからして叱りつけたので、左右の者は恐れて敢へて近づかうともしなかつた。この時、急を聞き馳せつけた大勢のオランダ人たちは、鐵砲を以て彌兵衛らを撃たうとした。彌兵衛に組みしかれてゐる長官は、聲もおろおろと助命を哀訴歎願するのみである。そこで彌兵衛はおもむろに長官に向かひ、

「貴下の部下がわれわれを害すれば、貴下は即時に刺し殺されるのだ。まづあたりの者をしづめるがよい。申して聞かせたいことがある。」

といへば、長官は頻りに部下を制し、必ず粗忽の行ひのないやうにと命じた。

〔正義の叫び〕

彌兵衛は大聲で、

「前年この邊の海上でオランダ人どもが多數を恃み、末次平藏の商船を取り押へ、船中の荷物、金銀を奪取したことは、不届千萬である。この鬱憤を散ずるために、このたび忍び渡つたのである。早々武器、船具を返せ。長官はこれから日本に連れて行く。異議があればただ今刺し殺し、オランダ人どもを一人残さず斬り殺すがいかに。」

とどなつた。長官はじめ皆々恐れをののき、いかやうとも望みにまかせますと涙を流してわびた。

彌兵衛は、おわびのしるしとして、オランダ人たちに命じ、オランダ船一隻、日本船二隻に貨物を満載せしめ、一々點檢した上、長官を連れて歸らうとする。と長官は、

「自分が今、日本に連れて行かれればこの地を治める者がなく、島

〔めでたき歸港〕

民もまたよるところを失ふし、また自分の本國に對する首尾もいよいよ悪くなるばかりであります。さいはひ私に十二歳になる男の子があります。どうかこの子を人質にして連れて行つて下さい。」

と歎き訴へるので、彌兵衛もこれを承知し、寛永五年オランダ人の重立つた他の人質とともに、船もろとも無事長崎に歸着した。彌兵衛の勇名はかくて海外に震つた。

孟子が、

「自らかへりみて縮くんば千萬人といへどもわれ往かん。」

といつてゐるが、彌兵衛の如きは日本人のために大勇猛心を振るひ、よく國威を海外に輝かした稀に見る正義大勇の士である。

御稜威のもと、皇軍將士が戦ふごとに勇敢無敵の行動をなし得られるのも、皇軍が大元帥陛下の軍隊であり、八紘爲宇の大精神を

正義の進軍

〔大勇猛心〕

世界に布く義軍であり、神明佑助絶えることなき神軍と信ずるからである。忠勇なわが陸海の將兵が必勝の信念にもえ、壯烈鬼神を泣かしめる行動のできるのは、戦ひが常に皇道宣布の聖戦であり、大東亞建設の義戦であるからである。

明治天皇御製

あらし吹く世にも動くな人ごころ

いはほに根ざす松のごとくに

昭憲皇太后御歌

茂りたるうばらからたち拂ひても

ふむべき道はゆくべかりけり

〔生活反省〕 操守の堅固であつた人の事蹟を調べ、いかにすれば大勇の人となることができるかについて工夫せよ。

第四課 裁判

一 権利と義務

人々が互に正義を重んじ、謙讓を旨とし、仁愛の精神をもつてゐるならば、この世は自ら平和な秩序正しい住みよいところになるであらう。これに反し、個人の利益のみを考へて他人の迷惑を顧みず、自己の権利のみを主張して譲ることを知らない人々が多ければ、忌はしい争ひが起り易い。そこで公共の安寧を保持し、國民の福利を増進するために國法を定め、これによつて正義を維持することになつてゐる。

権利は生命の維持、財産の尊重、身體の自由、名譽の保持などの如き國民の利益を主張し得る國法上の力であり、義務はなすべきこ

正義と國法

権利と義務の關係

権利の行使と義務の履行

とをなし、なすべからざることをなさない國法上の拘束である。されば権利と義務とは物の表と裏の如きものであつて、一方に権利があれば他方には必ず義務が伴ふ。

われらは國法の精神のあるところを理解し、まづ自己の義務を果して、然る後に権利を主張すべきである。しかしまた、故なくして自己の権利が侵害せられたときは、國法の定めるところに従つて、斷乎としてその回復を圖ることも必要である。もしも、権利を侵害せられて徒らに黙つてゐるやうなことがあれば、却つて邪惡を助長せしめ、不正不法の行爲をますます世の中にはびこらせるに至るからである。さればいやしくも國民たるものは、國家あつて國法あり、國法あつて然る後に権利義務のあることを心得、これを尊重し、これを善用し、権利を濫用し、義務の履行を怠ることのないやうに心掛けなくてはならない。

明治天皇御製

小山田の畔のほそ道細けれど
ゆづりあひてぞしづは通へる

〔生活反省〕 権利を行使する場合の心得を述べよ。

二 裁判の神聖

國法は正義に基づき、正義を保護するため定められたものであるが、時としては國法を犯して他人の権利を侵害し、公の秩序を紊し、善良の風俗を破壊する者がなくはないとはいはれない。もしも、これら不正邪惡の徒を放置して何等制裁を加へることがなければ、いかに國法が完備してゐても、國民は安んじて日々の生活を営むことができない。故に國法の解釋適用を統一し、國法を犯す者に

司法の意義

制裁を加へ、國法が適切確實に行はれるやうにする必要がある。司法の事に當るものの重大な任務もここにある。昭和十四年十一月一日、司法部職員に賜はつた勅語に、

「惟フニ司法ハ國家ノ安寧ト國民ノ福祉トヲ保持スル所以ニシテ其ノ運用ノ如何ハ實ニ政教ニ影響スル大ナルモノアリ今ヤ國運隆興シ政務更張ノ秋ニ當レリ事ニ司直ニ從フモノ惟レ正惟レ直私ヲ去リ公ニ奉ジ恪勤奮勵以テ法ノ威信ヲ昂揚セムコトヲ期セヨ」

と仰せられてある。

昔は今日のやうに法が整つてをらず、また法はあつても必ずしも公明正大な裁判ばかりが行はれるわけでもなかつたので、自分の権利が侵害された場合には、結局自己の實力で、これが救済に當るより外はなかつた。もしも訴へるに所なく、自力救済の實力も

聖 裁判の神

ないならば、泣き寝入りをするばかりであつた。世の中が進み、國法が整ひ、司法の制度が確立し、公明正大な裁判が行はれるやうになるに従つて、無實の罪に泣く無告の民は、天下にその影を没するに至つた。

わが國では憲法布かれて五十餘年、臣民の權利義務は憲法に明記せられ、われらの生活を脅すものは國法に照らして嚴正な制裁が加へられる。帝國憲法第五十七條には、

「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」

とある。裁判所に菊花御紋章を掲げてあるのも、裁判が天皇の御名により行はれる神聖なものであるからである。聖代に生をうけたわれら國民は、深く立憲治下の民たる惠澤と光榮に感謝の誠を捧ぐべきである。

司法權は天皇の御名に於いて裁判所の行ふものであつて、立法

司法權の
獨立
〔公正な〕

裁判

権行政権とは獨立のものである。もしも、司法権が行政権の下にあつたり、裁判官が行政官の思ふやうに動かされたりするやうなことがあれば、司法権は行政権の干渉をうけ、理非曲直を正し公平無私を生命とする裁判も、到底嚴正公平を期することができない。されば帝國憲法に於いては、裁判所は議會や政府はもちろん、何人の干渉をもうけず、一切の權勢情實を排し、不羈獨立の精神を以て公平な裁判を行ふことを期してゐる。

裁判官の地位の保障

裁判官は、法律による外はいかなる干渉をも受けることなく、自己の信ずるところに従つて裁判をするのであるから、その地位は憲法に於いて保障されてゐる。即ち帝國憲法第五十八條には、

「裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」とある。

なほ憲法に於いては、裁判の對審判決は、安寧秩序または風俗を害する虞さへなければ、公開する旨を規定してゐるが、ここにも裁判の公正を期し、司法権の獨立を明らかにする憲法の用意をうかがふことができる。

明治二十四年五月、滋賀縣の巡查津田三藏は露國を憎むのあまり、當時わが國に來朝中の露國皇太子を大津に於いて要撃し、その佩劍を以て頭部に創を負はせた。この報が一たび傳はると舉國震駭し、殊に政府に於いては大いに事態の推移を憂へ、その善後策について苦心を重ねた。

當時の刑法に於いては、謀殺未遂は死刑に一等又は二等を減ずることになつてゐたので、津田三藏は重くとも無期徒刑以上に處

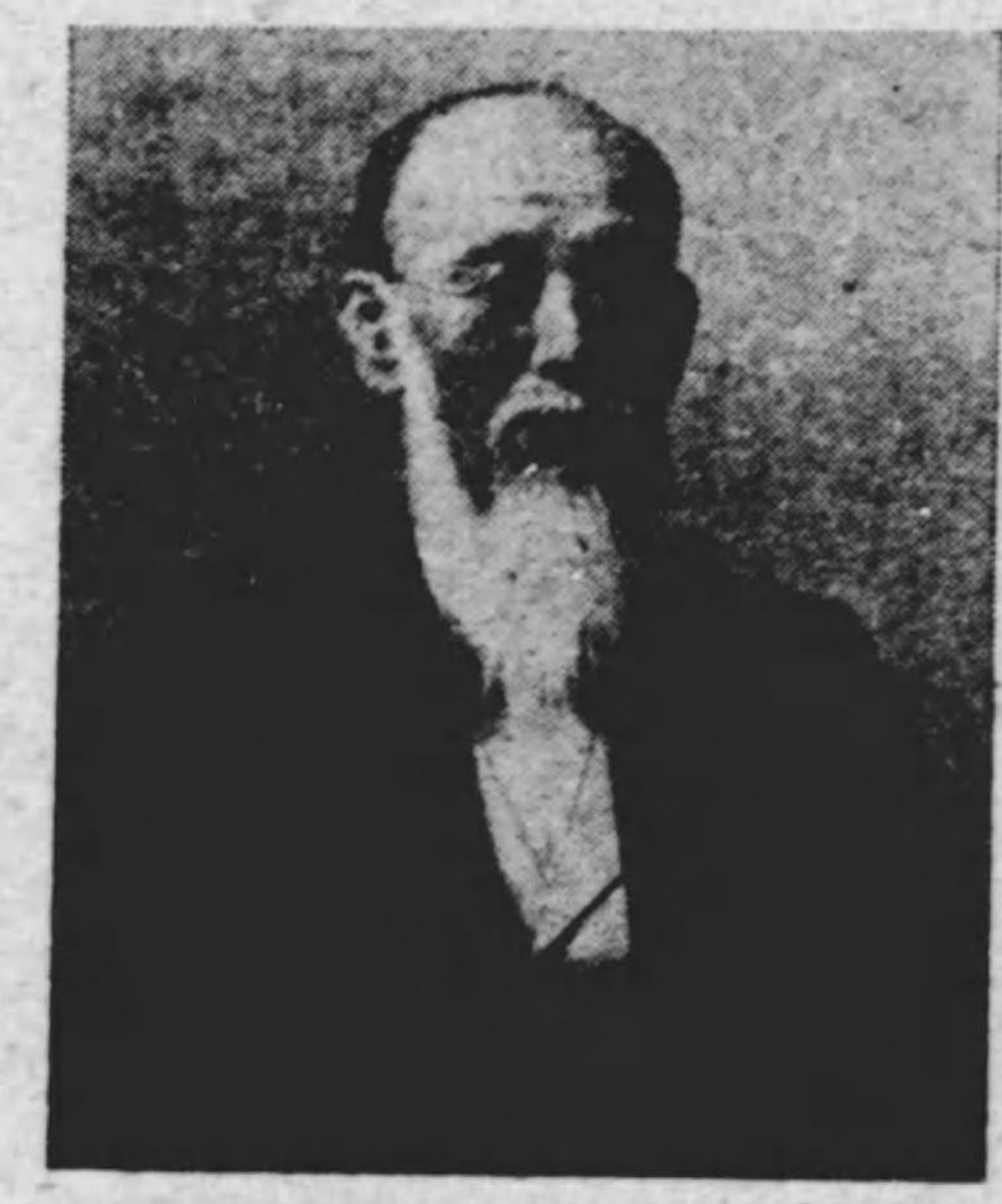
裁判の公開

大津事件と兒島惟謙

大津事件

政府の干渉

無期徒刑は終身に置いて定役を課する重い刑罰である
司法権の獨立の危機



兒島惟謙

しめた。

當時は帝國憲法が實施せられて僅かに一年しか経つてゐない時のことである。憲法には司法権の獨立を保障してあり、また明文を以て臣民の權利を保障して、

「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ」(憲法第二十三條)

と規定してある。然るに検事總長は、當局の命令によつて、わが皇室に對する罪を以て三藏の犯罪を律せしめようとした。加ふる

することはできないのである。然るに政府は憂慮のあまり、三藏を極刑に處し、露國と事を構へることを避けようと考へ、遂に検事總長に命じ、三藏をわが皇室に對する罪を犯したものととして起訴せ

兒島惟謙の功績

輝かしい先例

に、時の司法大臣及び内務大臣は親しく裁判官に面會して、犯人を死刑に處するやう説諭を加へたりした。かかる政府の干涉により、司法権の獨立は今や全く蹂躪されようとしてゐるのである。

然るにさいはひにして、當時の大審院長兒島惟謙は、正をふんで恐れず、千萬人といへどもわれ往かんといふ大勇の人であつたので、地位名聲を惜しまず、身命を賭して行政官の威壓を防禦し、裁判官の多數もまた神聖な法文を曲解することなく、忠實にその職務を遂行し、常人に對する律を以て三藏の罪を論じ、これを罰するに謀殺未遂として無期徒刑に處した。

かくて兒島惟謙の如き操守堅固の大丈夫がその職に在つたため、さいはひにして司法権獨立の危機を脱し、わが國憲法史上に輝かしい先例を遺し、またよく帝國の威信を海外に示し得たことはこの上もないしあはせであつた。

司法當事者の責務

昭和三年十月一日、司法部に賜はつた勅語には、
「司法裁判ハ社會ノ秩序ヲ維持シ國民ノ權義ヲ保全シ國家ノ休戚之ニ繫ル」

と仰せられてある。司法の事に當る者は、至公至平よくその任務を遂行し、至仁の大御心に副ひ奉らなければならぬ。かくてこそ國民も深い信頼を裁判に寄せ、心から法を守るやうになる。裁判の事に當る者の使命、また大なりといふべきである。

明治天皇御製

ますらをの心に似たりいささかも

まがるふしなき窓のくれ竹

〔生活反省〕 裁判の神聖なわけを考へてみよ。

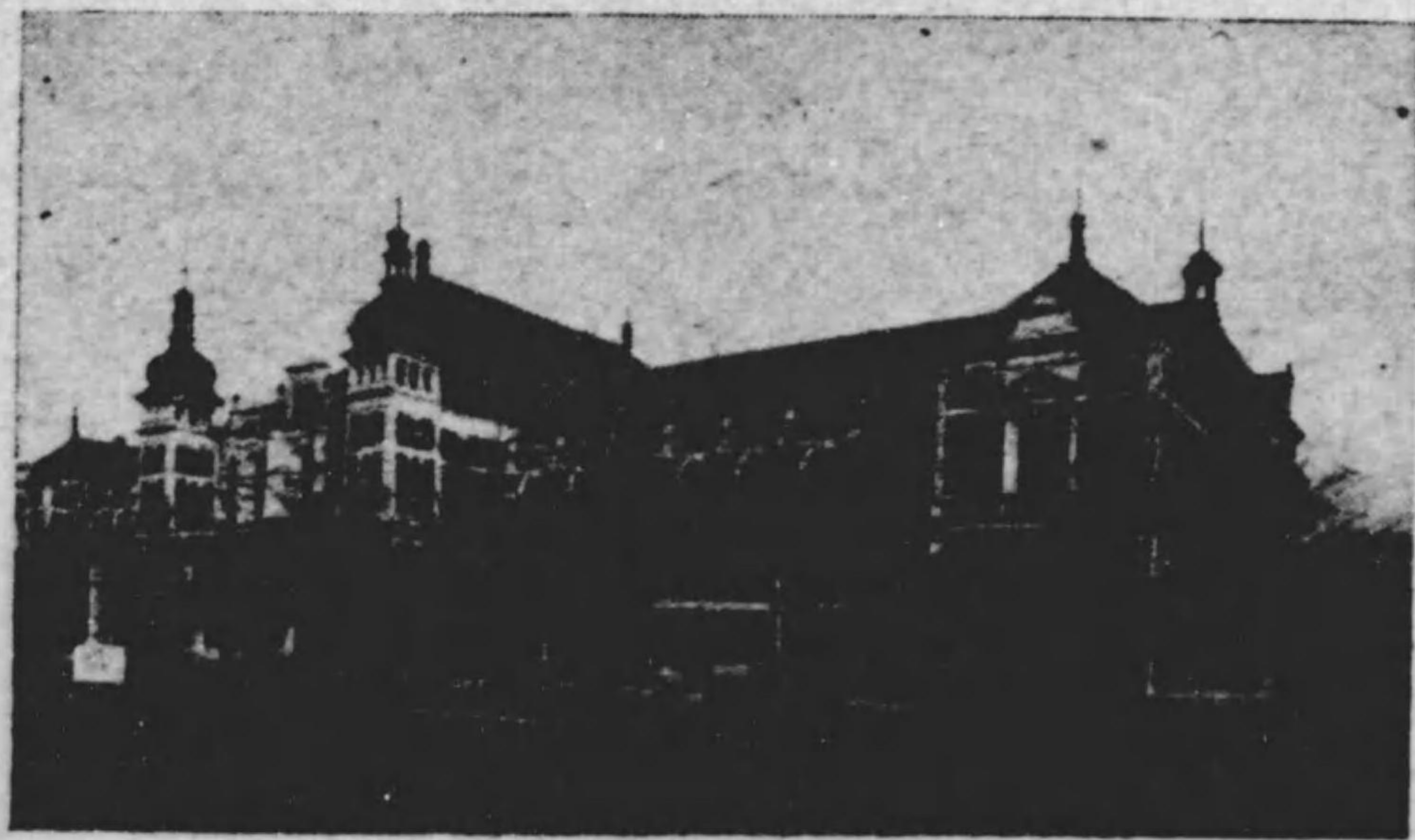
裁判所
〔通常裁判所〕

三 裁判所

司法権を行ふ裁判所には通常裁判所と特別裁判所とがある。通常裁判所は更に區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院に分たれる。裁判を行ふ者、即ち裁判官を判事といふ。區裁判所に於いては一人の判事が單獨に裁判を行ふが、地方裁判所、控訴院に於いてはおのおの三人、大審院に於いては五人の判事がそれぞれ合議して裁判を行ふ。

裁判はその審理を慎重にし、法の解釋を統一するため三審制度を採つてゐる。事件の軽いものは區裁判所を第一審、地方裁判所を第二審、大審院を第三審とし、

〔三審制度〕

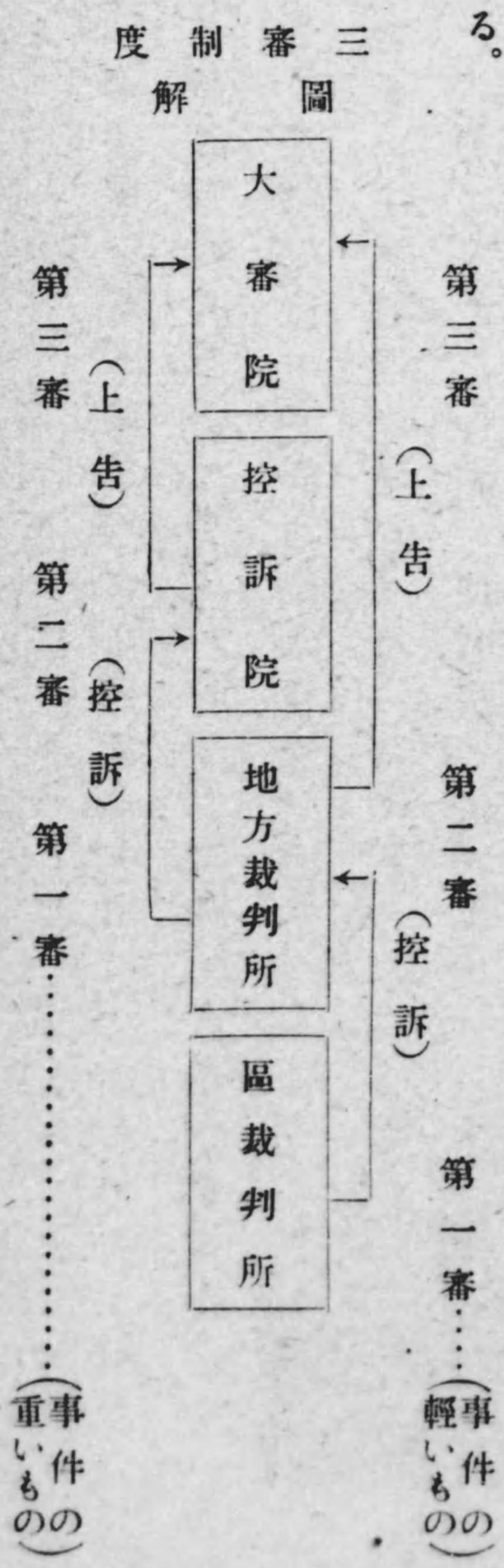


裁判所

〔戦時の特例〕

その重いものは地方裁判所を第一審、控訴院を第二審、大審院を第三審即ち終審とする。第一審に不服の者は控訴し、控訴審即ち第二審に不服の者は大審院に上告する。

しかして大東亞戦争下に處するため、新たに法律により、この三審制度に特例を設け、控訴審を省略して二審制度を採擇することになった。これと同時に、區裁判所の行ふ第一審の判決中のあるものに對しては、控訴院が上告の裁判を取り扱ふことになつてゐる。



〔職員〕

裁判所の職員には裁判を掌る判事の外に、裁判所書記及び執達吏がある。裁判所書記は記録、文書會計などの事務を處理し、執達吏は各區裁判所にあつて文書の送達及び裁判の執行を掌る。

〔特別裁判所〕

特別裁判所は特別の民事、刑事の裁判を行ふ裁判所であつて、陸軍軍法會議、海軍軍法會議の如きはこれである。

〔検事〕

各裁判所には検事局が附置せられ、検事がこれに屬してゐる。検事は判事と異なり、裁判官ではなく、司法事務を掌る行政官であつて、司法大臣の指揮監督をうけ、裁判所に對して獨立にその任務を遂行する。

〔検事の職務〕

犯罪の證據調べをなし、犯人を捜査し、公訴を提起し、裁判所に對し法律の正當な適用を請求し、判決の適當に執行せられるかどうかを監督する。但し、検事はいかなる方法を以てするも判事の裁判事務に干渉し、または裁判事務を取り扱ふこととはできない。

訴訟

〔生活反省〕 一自分の住む地域を管轄する區裁判所、地方裁判所、控訴院の名稱及び所在地について調べてみよ。

二判事と検事の異なる點を考へよ。

四 訴訟と調停

法律や裁判の發達しなかつた時代には、他からうけた傷害は自力で報復するより外はなかつたが、今日では國法の定めるところに従つて権利の保全、損害の補償をうけることになつてゐる。裁判は権利の保全、損害の補償を求める訴へに對して行はれるものであつて、訴へに伴つて生ずる手續のすべてを訴訟といふ。この際、訴へを起す者を原告といひ、訴へられる者を被告といふ。

民事訴訟

民事訴訟は金銭の貸借、損害の賠償など、私權の保護を求めるた

調停

〔調停制度の精神〕

めになす訴訟である。原告が裁判所に訴へを提起すると、裁判所は原告、被告の雙方を呼び出し、原告の主張、被告の答辯を聴き、當事者各自の主張に基づいて證據調べを行ひ、判事の正しいと信ずるところに従つて判決を下す。第一審の判決に不服なときは所定の期間に控訴することができ、第二審の判決にも承服し難いときは上告することができ、しかし、第三審の判決には不服を申し立てることができない。上訴期間が経過しても上訴しないとき、または終審の判決のあつたときは、判決が確定する。判決が確定すれば、勝訴者は執達吏によつて判決の内容を實行することができ、訴訟に於いては原告、被告ともに、辯護士に委任して訴訟代理人たらしめることが多い。

民事訴訟は私權の保護を目的とするものであるから、必ずしも正義の人の忌むべきことではないが、道義を無視して權利を主張

〔調停の手續〕

し、協調互譲の精神を缺いてみだりに事を構へるが如きは、大國民たるものの採るべき態度ではない。また訴訟には多くの費用と時日とを要するばかりでなく、敗訴者に永久の恥辱と解けぬ怨恨とを植ゑつける虞があるから、できることならば當事者相互が互譲の精神を以て、争ひを圓滿のうちに解決する方法を採ることが望ましい。調停制度はかかる目的のために設けられたものであつて、借地借家調停・小作調停・商事調停・金銭債務調停・人事調停の如きはこれである。

調停を欲する者は、當事者から裁判所に申し出る。裁判所は自ら調停の任に當るか、または調停委員會を開いて調停の事に當らせる。調停委員會は調停主任と調停委員から成り立つてゐる。いづれも誠意を以て相互の間に立ち、公平にその任を盡くして、以て圓滿な解決を圖るべきことはいふまでもない。

刑事訴訟〔公訴〕

刑事訴訟は安寧秩序を害した者に對して、刑罰を科する手續である。この場合検事が公益を代表し、原告となつて起訴する。検事は被害者の告訴、第三者の告發、または現行犯自首等によつて犯罪の事實を知れば、司法警察官を指揮して犯罪の捜査及び證據の蒐集をなし、公訴を提起する。

〔豫審〕

重大な事件については豫審判事がその事件の下調べをし、事件を公判に附すべきか否かを決定するが、然らざる場合には直ちに公判に附される。

〔公判〕

公判に於いては検事が事件の要旨を述べ、裁判長が被告人の訊問、證據調べをなし、續いて検事から犯罪事實と法の適用について意見を述べ、これに對して被



公判廷

告人辯護人が意見を開陳し、最後に裁判官が判決を下す。判決に不服の検事或は被告人が上訴することのできるのは、民事裁判の場合と同じである。

〔刑罰の目的〕

昔は犯罪者に對する報復手段として刑罰を科したが、今日に於いては刑罰の目的を主として改過遷善に置いてゐる。刑の執行猶豫、假出獄などの制度が設けられてゐるのもこれがためである。犯罪を未然に防ぐことは、罪を犯して後これを罰するよりも遙かにまさつてゐることはもちろんであるが、既に前科を犯した者に對しては、その罪を憎んで人を憎まない温情を以てこれに保護を加へ、重ねて罪を犯す餘地のないやうに更生の道を講ずべきである。近時、司法保護事業法が制定せられ、司法保護の完璧を期するに至つたことは、國家將來のためによることぶべきことである。

〔司法保護〕

司法に對

調停委員に選任せられ、或は證人として法廷に立つ者は、自己の

する國民の協力

つとめの重大さを自覺し、良心の命ずるところに従ひ、眞實公正を旨とし、誠實にその職責を果さなくてはならない。いやしくも感情に囚はれて良心をあざむき、誠意を缺いて事實の認定を誤るやうなことがあつてはならない。

かくして國民一般が司法の精神を理解し、進んで司法に協力することは、臣民翼贊の大なる道であつて、國民の一人一人を赤子と思しめし給ふ至仁至慈の大御心にこたへ奉る所以である。

明治天皇御製

遠くとも人のゆくべき道ゆかば

危き事はあらじとぞ思ふ

〔生活反省〕

一民事訴訟と刑事訴訟の異なる點を比較せよ。
二調停制度の精神を考へてみよ。

第五課 學ぶ心

一 學ぶことの尊さ

明治天皇御製

いにしへの文の林をわけてこそ

あらたなるよの道もしらるれ

日本人としてこの世に生まれて來た以上、誰しも善良有爲の皇國臣民となることに心掛けたい者はあるまい。このためには、まづ學問をすることが大切である。人は伸び行く天賦の力をもつてゐるが、學ばずしてはその力を發揮することができない。職域を通じて皇運扶翼の道にいそしまんとするわれらは、進んで學を修め業を習ひ、己を磨いて知徳の啓培につとめなければならぬ。

學ぶことの意義

明治天皇は五箇條の御誓文の中に、

「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」

と仰せられてある。また昭和十七年十月三十日、學制頒布七十年に際し、下し賜はつた御沙汰には、

「我國今や曠古ノ難局ニ際會セリ時艱ヲ救濟シ皇基ヲ振起スルハ教學ニ須ツ所多シ其任ニ當ル者宜シク銳意勵精國民精神ノ發揚ト學術技藝ノ振興トニ力ヲ致シ撥亂反正進ンテ世界ノ文化ニ寄與セムコトヲ期スヘシ」

と宣はせられてある。いかなる仕事、いかなる學問に従事する人も常に思ひをここに致し、皇基を振起するために修學習業、以て聖旨に副ひ奉らんことを期すべきである。

昭憲皇太后御歌

おこたりて磨かざりせば光ある

玉も瓦にひとしからまし

若き日の
學問

金剛石は磨いて後、はじめて美しい玉の光を發する。伸び行く青年時代こそは正に志を立て、寸陰を惜しんでまことの光をあらはすべき時である。働きつつ學ぶわれら青年は、今こそ奮起し、學に勵むべきである。若き日の一日の學は、老後十年の學にまさる。若き時、つとめて勉學し、朽ちることのない活知を學び、活學を身につけなければならぬ。年老いて後、いかに若い日に學問しなかつたことを悔いても、もはや取りかへしがつかない。

明治天皇御製

おこたらず學びおほせていにしへの

人にはぢざる人とならなむ

師を敬へ

自ら求め、自らつとめ、自ら研究して大成せんとする者は、何事につけてもよい師よい指導者を見出し、これを尊び、眞劍に修行する。

求める心

中でも師は己を磨き、己を勵まし、己を伸ばして下さる尊い方である。われら學びの道にある者は、師を敬ひ、眞面目に勉強し、皇國臣民として大成することが肝要である。

學ぼうとする者にとつて一番大切なことは、もえるやうな向上心をもつことである。知りたい、探りたいと心掛けてゐる人には、見るもの聞くものすべてが研究の資料である。謙虚な心を以て同僚に聞き、眞劍な態度を以て先輩に問へば、實地に役立つ學問をすることができる。學を好み、進んで求めようとする者にとつては、社會は生きた學校であり、自然は無言の教師である。殊に、働きつつ學ぶわれらにとつては、農場にせよ、工場にせよ、商店にせよ、職場はすべて活知を修得する教場であり、實地修行の道場である。

孔子は眞劍に道を求め、自らつとめてやまなかつたが、
「われかつて終日食はず、終夜寝ねずして以て思へり。益なし。」

寸暇を惜しめ

學ぶに如かざるなり。といつてゐる。いとまなく働くわれら青年にも、かやうな心掛けがあれば志す道に達せぬ道理はない。

人の力には限りがあるが、學ぶべきことには限りがない。殊に、働きつつ學ぶわれら青年にとつては、勉學の時間は黄金にもまして尊い。されば寸暇を惜しみ、精神を一事に集中し、思うては學び學んでは思ひ、身を入れて勉強せよ。忙しい中にも時間を見出し、少しづつでも毎日學ぶことを忘れてはならない。塵も積れば山となる。少しづつでも毎日勉強すれば、一生の中には驚くほどの業績を残すことができる。本居宣長の歌に、



本居宣長

をりをりに遊ぶいとまはある人の

いとまなしとてふみ讀まぬかな

とある。青年の自ら以て戒めとすべき和歌である。

〔生活反省〕學ぶ者の態度はいかになくてはならぬかを反省せよ。

二 教養を高めよ

われらは勤勞青年である。黙々として職場を守り、日夜孜々として勤勞に従事し、仕事を通して産業の振興、國力の充實に貢献してゐる。農工商水産のいづれに従事してゐる者も、自分の仕事に眞劍でなくてはならない。魂を打ちこみ、眞劍に、眞面目

働くことによつて學ぶ



に努力してゐれば、今まで難しいと考へてゐたことも樂になり、わかりさうもなかつたことも理解できるやうになる。働きつつ學ぶ者は仕事の上に工夫を重ね、學んだ知識を實地に活用し、これを納得して自分のものにする必要がある。知つたことを正しく實行するとともに、實行することによつて學ぶことの尊さがここにある。學校や教室でなければ學問はできないと考へてゐる人は、貝原益軒・中江藤樹・二宮尊徳のやうに、自學して大成した人のことを思ひ出すがよい。

讀書尙友

知を磨き徳を養ふには、教師長上・父母・友人などの教導激勵を必要とするのはもちろんであるが、自己を磨き、自己を高め、自己の教養を深めることは結局われら自身の問題である。寸暇を惜しんで、働きつつ學ぶわれらは、働くことによつて學ぶとともに、讀書によつて自ら自己の教養を高めることにつとめなくてはならない。

古典をはじめ偉人傑士の著書は、尊い國家の寶である。われらは讀書によつて尊嚴善美、比類なき皇國の姿を明らかに自覺するとともに、古今の聖者、東西の賢人を友とし、天地萬物の道理に通ずることができ、

吉田松陰



されば心ある人々は、晴れに耕し雨に讀む生活をして、修養につとめて來たのである。吉田松陰は「士規七則」の中で、

「徳を成し、材を達するには師恩・友益による多し。故に君子は交遊を慎む。」

といひ、また、

「人、古今に通ぜず、聖賢を師とせざれば、則ち鄙夫のみ。讀書尙友は君子の事なり。」

良書の選擇

といつてゐる。

人はその交る友のいかんによつて、善くもなり悪くもなり同じやうに、讀む書物によつて左右されるものが少くない。しかし今日では出版される書物の數も非常に多く、自分に適當した良書の選擇に苦しむ時代である。故に師長の推薦するもの、または世間で十分その價值を認めてゐる書物を選び、正確な知識、堅い信念、高邁な識見、中正の思想を養ふことにつとめなければならぬ。書物を讀む上に大切なことは、身を入れて一心に讀むといふことである。字句の末にのみ走つて、事の眞義を見誤つてはならない。多讀、濫讀に陥つて頭腦を散漫にするよりも、讀みごたへのする良書を精讀して、血となし肉とすることが肝要である。

明治天皇御製

文字をのみよみならひつつ讀む書の

書物の讀み方
〔熟讀玩味〕

〔和俗童子訓〕

心をえたる人ぞすくなき

貝原益軒は「和俗童子訓」の中で、

「凡そ書を読むには、いそがはしくはやく讀むべからず。ゆるやかにこれを讀みて、字々句句々分明なるべし。一字をも誤るべからず。必ず心到期、眼到り、口到るべし。この三到の中、心到を先とす。心ここにあらざれば、見れども見えず。心到らずして、みだりに口に讀めどもおぼえず。また俄かに強ひてそらに讀み



平田篤胤

おぼえても、久しきをふれば忘る。ただ心をとめて多く遍數を誦すれば、自然におぼえて久しく忘れず。遍數をかぞへて熟讀すべし。一書熟して後、また一書を讀むべし。」

と述べてゐる。平田篤胤は「童蒙入學

〔童蒙入學門〕

門に於いて、

「それ大道は神典に存す。心を神典にひそめて、道の蘊奥を貫くべし。」

といひ、

「まづ神典を讀まんと欲する者は漢意を捨て、心を正直にし、わが古言を明らかにしてこれを讀誦せよ。讀誦數遍、義理必ずあらはるべし。」

〔活眼を開け〕

と教へてゐる。われらは讀書百遍、活眼を開いて天地の眞理、皇國の大道を體得し、遠大な希望を抱いて大東亞の建設に邁進しなればならない。

古道につもる木の葉をかきわけて

天照らす神のあしあとをみん

二宮尊徳

〔生活反省〕 自己の熟讀すべき書物を十種舉げてみよ。

三 わが國の教育

明治天皇御製

年々にひらけゆく世のをしへ草

身のほどほどに摘ませてしがな

昔は學問をすることのできるのは極く一部の人々に限られてゐたが、明治五年八月、學制が頒布されてから、貴賤貧富の別なく、また男女のいかに問はず、國民ひとしく學に就くことができるやうになつた。これ一に、

「邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」

との明治天皇の有難い大御心に基づくものであつて、義務教育制度の基礎もここに開かれたのである。

國民の就學

學校教育

わが國の教育は、教育に關する勅語によつてその根本が明示せられてある。しかして聖旨の貫徹を圖るための教育上の施設や機關は、その目的や程度のいかによつて、多くの種類に分たれてゐる。

國民學校は皇國の道に則とつて初等普通教育を施し、國民の基礎的鍊成をなすことを主眼とし、義務教育の年限も從來六箇年であつたものが八箇年に延長された。國民學校修了者の入學する青年學校もまたその重要性に鑑み、男子の教育はこれを義務制としてゐる。高等普通教育機關として中學校、高等女學校、高等學校などがあり、實業教育機關としては實業學校、實業專門學校があり、專門教育機關としては專門學校、大學がある。また師範教育機關としては師範學校、高等師範學校などがあり、特殊教育機關として盲學校、聾啞學校がある。この外、青年學校の教師を養成するため

に、各地方に青年學校教員養成所が設けられてある。

これらの學校は官立、公立、私立の別はあつても、いづれも文部省の所管に屬してゐるが、その外にも學習院、女子學習院の如き宮内省所管の學校もあり、陸軍士官學校、海軍兵學校などの如き陸軍、海軍所管の學校もある。わが國運が今日の如く長足の進歩を遂げたのは、御稜威のものと、教育の充實に力を注いだ結果である。

近時時代の進運に伴ひ、家庭教育の重要性が深く認識せられるとともに、一般國民の教養を高め、皇國臣民たる自覺を與へるための社會的國民教育の施設も漸次充實して來た。青年學校の制度が設けられるから、男女青年が實務に従事しながら心身を鍛へ、徳性を磨き、職



青年學校

青年教育の充實

業及び實際生活に須要な知識技能を修得し、皇國臣民としての資質を向上せしめることができるやうになつたのは、勤勞青年にとつて、この上もない有難いことである。青少年教育の振興發展こそは、實にわが國力の充實、國運の進展の根基である。

われらは謹んで教育に關する勅語の聖旨を奉體し、心身を鍊成し、國民精神を作興し、誓つて皇國の幹たらんことに心掛けなくてはならない。これ、働きつつ學ぶわれら青年が、常に教育に注がせ給ふ大御心にこたへ奉る所以の道である。

明治天皇御製

むらぎもの心をたねのをしへ草

おひしげらせよ大和しまねに

〔生活反省〕 青年學校教育の眼目は何か。

第六課 職業

一 人生と職業

明治天皇御製

國のため身のほどほどに盡さなむ

心のすすむ道を學びて

皇國に生まれ、皇國によつてのみ生きて行くことのできるわれらは、勤勞に身を捧げ、職分を通して公に奉じ、皇國の向上發展に寄與する。一身一家の業務も、國運の興隆、大東亞戰爭の完遂、東亞新秩序建設に繋がる臣道實踐の最も具體的な姿である。されば皇國の民たる者は、貧富の差、男女の別を問はず、各自の職分に勵むことを以て皇運扶翼の道と心得、確乎たる自覺と信念とを以て、忠實

職業の本義

業に徹する精神

眞剣に職業に關する修練を積まなくてはならない。職業は勤勞によつて國民たる分を果すことである。自己の分を自覺し、仕事に己を打ちこんで働く人にして、はじめて職業を生かすことができる。収入の多寡や地位の高下を眼中に置かず、仕事を愛し、陰日向なく働いてゐれば、職業にも熟達精通し、人の信用も高まり、自己の地位も期せずして向上し、一身一家の名を揚げることにもなる。忠實勤勉、工夫創造、獻身奉仕などの諸徳も、業に徹する精神に生きる人々によつて如實に示される。

人生と職業

人は職業に従事することによつて、一身一家の生活の安定、子女の養育、餘剰の貯蓄をなすことができ、人格を磨き、國民としての責務を果し、皇國の繁榮に貢獻することができる。學んだ知徳を實地に生かし、われらの抱く理想や抱負を實現することのできるのも、職場を守つて事功を積み、勤勞の尊さを體得して、はじめて可能

職業の貴賤

となる。いはゆる練れた人といふのは、職業を通して知行合一につとめ、知徳を磨き、實力を養ひ、自づと圓滿に陶冶された人のことを指す。すべて達人といはれる人々は、藝によつて自己を磨き、業によつて道を悟つた人であつて、かかる人こそ、よく日々のつとめを通して、皇國無窮の發展に大いなる貢獻をなしてゐるものである。

〔生活反省〕 職業の國家的意義を考へてみよ。

二 職業報國の精神

職業は國民としての分を果し、皇國の發展に役立つて、はじめて價值があるのであつて、職業の種類や収入の多少によつて貴賤の別が生ずるのではない。職業に従事する者に職業報國の精神が

缺けてゐるやうでは、たとひ體裁のよい服裝をし、多額の収入を得てゐても、職業人として尊ぶに足りない。さればわれらは皮相の見解によつて、職業の價値を判断することなく、誤れる職業觀はこれを打破すべきである。

人として尊敬されるのは、職業のいかんによるのではなく、自己の従事する職業を天職と信じ、忠實勤勉、正しくその職責を全うしてゐるか否かによる。職業の本義を自覺し、職場を自己修練の道場と考へつつ、各自の仕事に精勵してゐる人は、自ら他人の尊敬を得るに至る。

凡そ、國民生活の單純な時代には、國家的要請に基づく職域奉公の組織は極めて簡單であつたが、文化が進み、生活が複雑となるにつれて、職業も多種多様となり、國民の分擔すべき生活分野も多岐多端となつて來た。かくて國民一人一人が、それぞれ多種多様の

職業の分化

職業の選擇

業務を分掌し、長短相補ひ、有無相通じ、有機的に全體として綜合統一ある生活を營み、以て國運の進展に寄與するところに現代國民生活の一大特色がある。

職業の選擇は一身一家にとつて極めて大事な事柄であるばかりでなく、國家社會にとつても重大事であるから、志を立ていづれの職業を選ぶかについては、その當初に特に慎重を期すべきである。自己の身體や性能、好み、家庭や周圍の事情に適する職業を選ぶことは、上達を早め、能率を増進して國家の隆昌に貢獻する所以であり、また天賦の才能を發揮して皇國民としての生存の意義を全うする道である。

大東亞共榮圈を確立して世界新秩序を建設する新時代に當つては、一たん選んだ職業も皇國の大使命遂行上、轉業するのやむなきに至る場合もある。かかる場合には、父母ともよく相談し、また

轉業者の心構へ

職業の指導

先生や先輩などの指導をうけた上、心機一轉、適當な職を新たに選んで勇んで轉業し、不撓不屈の精神を以て能率の増進、國策の遂行に邁進すべきである。

政府は國家全體の立場から、勞務の適正な配置を圖るために、職業紹介事業を管掌し、國民職業指導所を設け、職業の紹介指導などを行ひ、また必要に應じて職業の補導をも行はしめてゐる。なほ市町村長に對しては、國民職業指導所の業務の一部を行はしめてゐる。

職業能力の申告

時局の進展に伴ひ、國防目的達成のため、國家總動員法の定めるところに従ひ、一般國民の職業能力に關する事項を申告せしめ、また船員、獸醫師などの職業能力を申告せしめることになつてゐる。なほ必要のある場合には、一般國民の徴用をはじめとして、船員、醫療關係者なども徴用せられる。これらはいづれも大東亞戰

職業報國の精神



労働

争の大目的を完遂するために定められたところであるから、所定の申告を怠らないことはもちろん、徴用の命をうけた者は、戦線に立つ勇士と同じ心構へを以て、各自の分に報國の赤誠を示すべきである。

われらは従事する職業の何たるかを問はず、これを天職と觀じ、これを愛し、これにいそしみ、工夫創造、進歩改善につとめ、職業を通じて皇恩に報ずるところがなくてはならない。國民が職業報國の信念にもえ、日に新たなる生活にいそむるとき、國民生活の充實、國運の興隆は期して待つべきものがある。殊に聖戦下の今日、われら勤勞青年の職分に對する心構へとその職業活動とは、直ちに戦勝の確

否に影響する重大事であることを思ひを致し、孜孜としてその職につとめ、營々としてその業に従ひ、以て上御一人の大御心を安んじ奉るべきことを誓ふ。

明治天皇御製

なりはひはよしかはるとも國民の

同じところに世を守らなむ

〔生活反省〕 大東亞戦争下に於ける職業人の心構へを述べよ。

第七課 日々の生

一 日々の建設

一日の充實

われらは生を皇國にうけ、働きつつ學ぶ。寸陰惜しむべし、日月尊ぶべし。一日も無駄に過してはならない。われらは明日があると思へばこそ油断もするが、今日限りの命であると思へば、悔いることのない充實した今日の生活をせずにはゐられない。山鹿素行の門人、大道寺友山はその著「武士道初心集」に於いて、

「死をさへ常に心にあて候へば、忠孝の二つの道にも相叶ひ、萬の悪事災難をも遁れ、その身無病息災にして壽命長久に、あまつさへその人柄までもよろしく罷り成り、その徳多き事に候。」
と述べてゐるが、今日あつて明日を知らぬ身命と心得て、自己の最

力 日々の努

善を盡くし、忠孝に勵めば、偉大なる一生を送ることが出来る。働くにしても學ぶにしても、眞に求める人にとつては、思ひ立つた日こそ吉日である。何ぞ明日を待つ必要があらうか。

日々の努力、不斷の精進はよし目に見えない微少のものであつても、小は積んで大をなし、軽きものも集めれば重きをなす。駿馬の脚は速いといつても、一二時間走つて止まるならば、遅々たる牛の歩みの一日分にも及ぶまい。今日やまず、明日やまず、今年、來年とつとめてやまなければ、終には名を後世にとどめるやうな偉業を完成することもできる。されば、今日なし得ることに全力を盡くさう。然らば明日は今日より、來年は今年より、更に一段と進歩するであらう。

業隠の中に、

「端的只今の一念より外はこれなく候。一念一念と重ねて一生

日に日に
新たに

なり。ここに覺えつき候へば、外に忙しき事もなく、求むること
もなし。ここの一念を守つて暮すまでなり。皆人ここを取り
失ひ、別にあるやうにばかり存じて探促いたし、ここを見つけ候
人なきものなり。守り詰めて抜けぬやうになることは、功を積
まねばなるまじく候。されども、一度たづりつき候へば、常住に
なくとも、最早別の物にてはなし。この一念に極り候事を、よく
よく合點候へば、事少くなる事なり。この一念に忠節備はり候
なり。」
とある。

日々積んで向上し、不斷に努力して發展する青年には未來があ
る。今日の我は昨日の我ではなく、明日の我は今日の我ではない。
日に日に新たに向上進歩しようとする者は、昨日の我を脱して勇
ましく前進しなければならぬ。日々死して日々新たに生まれ

る青年の上にもこそ、創造建設の榮譽が輝く。畏くも昭和元年十二月二十八日、踐祚後朝見の儀に於いて賜はつた勅語には、

「我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ」

と仰せられてある。われらが日に新たに充實した生活を送り、意義ある日々を建設してこそ、新しき東亞、世界の日本が人類生活向上のために力強い光を投ずることとなる。

〔生活反省〕 意義ある人生を送るためには、どういふ態度が必要であるか。

二 自覺ある生活

憂きことのなほこの上につもれかし

かぎりある身の力ためさん

（熊澤蕃山の作と傳ふ）

實踐躬行

日々の新たなる建設は、鞏固な意志と不斷の努力とに俟つ。暴風吹きすさぶ苦難の日にも、怒濤荒れ狂ふ逆境の折にも、意氣沮喪して自暴自棄に陥ることなく、光明の彼岸に到達し得るのは、一に鐵の如き意志の力と、斃れて後もなほやまざる努力とによる。大言壯語を快とし、天下の大業のみを夢みて日々の勤勞、刻々の努力を忘れ、安逸をむさぼり修練を怠るやうでは、習ひ性となつて何のなすこともなく、一生を終るであらう。われらは相戒めて怠惰に流れることなく、孜々として實踐躬行につとめ、一舉一動の中に忠君愛國の赤誠をこめ、皇國のために十分お役に立つ青年となることに心掛けなければならぬ。

生活の反省

しかし努力や實踐には反省が伴ふ必要がある。日々の生活を反省して是非善惡を顧みると、自己の性能の長短もわかり、皇國臣民としての性格の鍊磨もできる。曾子は賢人であつたが、それ



廣瀬淡窓

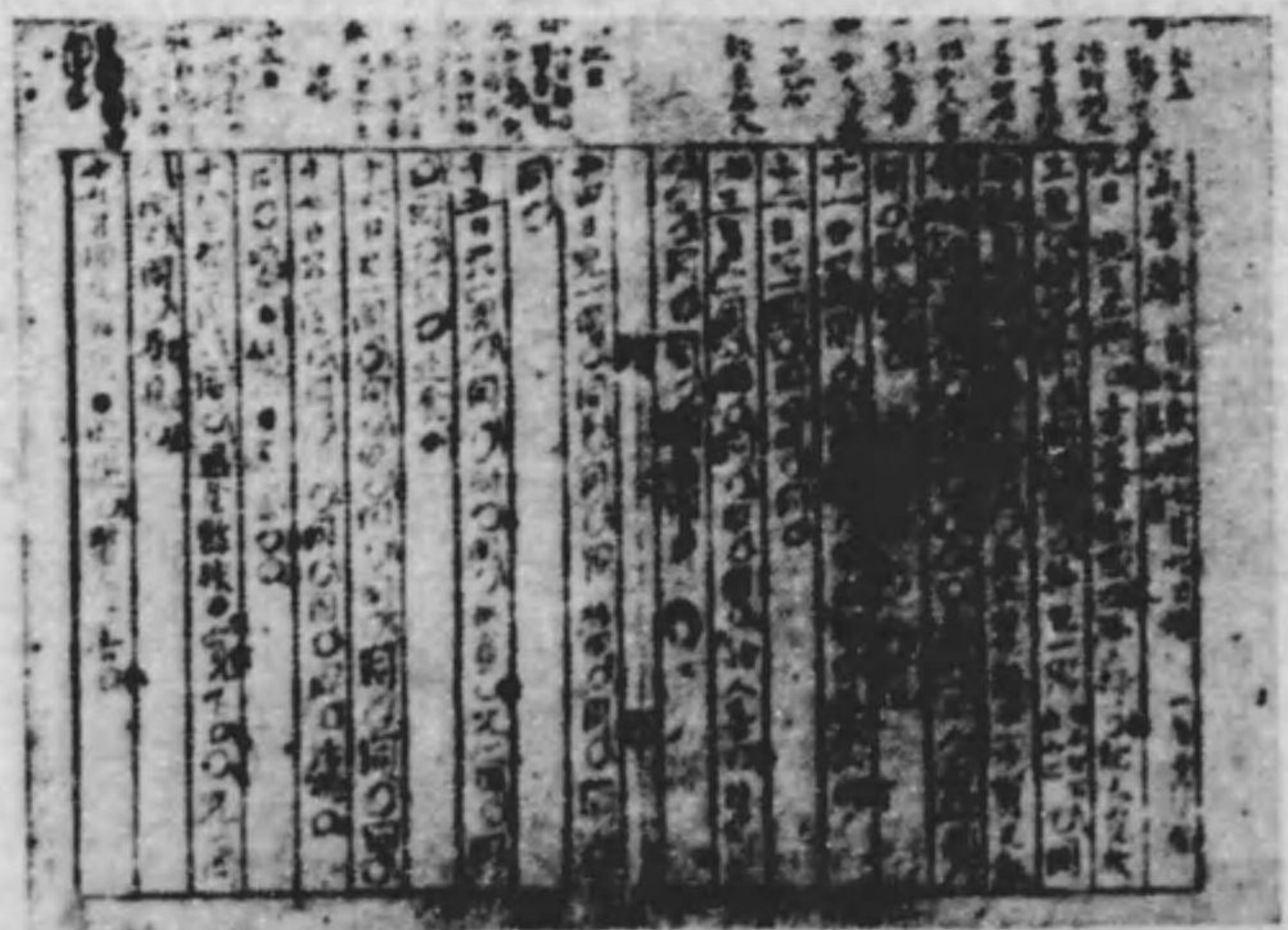
でも、

「われ日に三たびわが身を省みる。」

といつて、常に自己の生活を反省することにつとめた。廣瀬淡窓は五十四歳の時「萬善簿」を作り、日の行爲を反省して善惡の功過を記しはじめた。そして十二年七箇月の後、善行一萬四百三十三を積み、年來の望みであつた一萬善の實行を果すことができた。時に年六十七であつた。しかし淡窓はこれに満足することなく、七十五歳で歿するまで孜々として修養につとめ、反省を怠ることがなかつた。われらは、有徳の人が一朝一夕にできるものでないことの事例をここに見る。われらは何氣なく生活してゐることが多いが、少しく反省を加

生活の合理化

へると、衣食住の各方面に、力と物と時とを無駄にしてゐることが少くないのに氣がつく。自分でできるのに、人の手助けを求めたり、冠婚葬祭に冗費をかけたり、集合の定刻を守らずに時間を空費させたりすることはないであらうか。風俗習慣の中にも、改むべき弊風、打破すべき陋習はないであらうか。日常の生活も、科學的に合理的に見直すならば、改善すべき部面が少くない。傳統は重んじなくてはならないが、改むべきものはこれを改めることにやぶさかであつてはならない。明治天皇は五箇條の御誓文の中に、



萬善簿

「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」と仰せられてある。

分度を守

生活を合理化する上に大切なことは、自己を知り、自己の分を守り、自己の分に安んじ、自覺ある生活をなすことである。山に登るには、一步一步踏みしめて行く。人の一生もこれと同じである。その時その時の自己の分を知り、一步一步、倦まず、焦らず、油断せず、充實した今日の生活を送らなくてはならない。

二宮尊徳は勤勉を勧め、推譲を教へ、分度を説いてゐるが、「二宮翁夜話」の中で、

「人皆貨財は富者の處に集まると思へども、然らず、節儉なる處と勉強する處に集まるなり。百圓の身代の者、百圓にて暮す時は、富の來る事なく、貧の來る事なし。百圓の身代を八十圓にて暮し、七十圓にて暮す時は、富これに歸し、財ここに集まる。百圓の身代を百二十圓にて暮し、百三十圓にて暮す時は、貧これに來り、財ここを去る。ただ分外に進むと、分内に退くとの違ひのみ。」

と述べてゐる。農家も商家も、雇ふ者も雇はれる者も、自己の分を知り、豫算を立てて生活すれば、生活に餘裕を生じ、公のために進んで應分の獻納をなすこともできる。一家の生活にも、一村の生活にも、一國の生活にも、守るべきはこの分度の精神である。

われらは分を守つて道義の生活をなし、度を立てて經濟の生活を營み、至誠を以て徳に報い、中庸を以て事を處し、榮えある皇國臣民として恥ぢることなき御奉公にいそしまなくてはならない。

去年の實は今年の種となりけり

今年のみより來ん年の種

二宮尊徳

「生活反省」生活反省の重要な意義を考へてみよ。

青年修身公民書

本科五年制用卷三

をばり

附 録

一 和 歌

千萬の軍なりとも言擧げせず取りて來ぬべき男とぞ思ふ

(高橋 蟲麻呂)

西の海よせ來る波も心せよ神の守れるやまと島根ぞ

(中 臣 祐 春)

もののふの上矢の鏑一すぢに思ふ心は神ぞ知るらむ

(菊 池 武 時)

いさぎよき神の國風けがさじとこころ碎くか神國の人

(橘 曙 覽)

くはし矛ちたるの御稜威する途に仰がざらめや國の八十國

(三) 條 實 (美)

むかしより異國人もぬかづきて仰げる國はこの御國のみ

(野村望東尼)

仕へつつ身のあるものと知らぬこそ臣の道とはいふべかりけれ

(三條西季知)

岩が根にとりすがりても箱根山君につかふる道はおくれじ

(同)

ふきおろせ不二の高嶺の大御風よもの海路のちりを攘はむ

(清川八郎)

神風に息吹きやはられしづきつつ後悔いむかもおぞの亞米利加

(鹿持雅澄)

現神わが大君のおはします京の土は踏むもかしこし

(佐久良東雄)

風に散る露となる身はいとはねど心にかかる國のゆく末

大君の御楯となりて捨つる身と思へば輕きわが命かな
 (西村左平治)

惜しみてもなほ惜しまるるいのちさへ惜しまぬ今日となりにけるかな
 (津田愛之助)

かくすればかくなるものと知りながらやむにやまれぬ大和魂
 (河野鐵兜)

見よや人嵐の庭のもみぢ葉はいづれ一葉も散らずやはある
 (吉田松陰)

曇りなき月を見るにも思ふかな明日はかばねの上に照るやと
 (平野國臣)

四方に名をあげつつ歸れかへらずはおくれざりしと母に知らせよ
 (吉村寅太郎)

よ
 (寅太郎の母)

武夫の譽なりけり大君の御楯となりて朽ち果つるとも

(西住小次郎)

梓弓眞弓槻弓さはにあれどこの筒弓にしく弓あらめや

(佐久間象山)

飯食ぶと箸をとるにも大君の大みめぐみとなみだしながる

(佐久良東雄)

湊川御墓の文字は知らぬ子も膝をりふせて嗚呼といふめり

(橘曙覽)

皇神の誓ひおきたる國なれば正しき道のいかで絶ゆべき

(吉田松陰)

吳竹のうきふしなにぞ千早振る神にちかひて眞直なる身に

(藤田東湖)

世の中の人は何ともいはばいへわがなすことは我のみぞ知る

討たれたるわれをあはれと見む人は君を崇めて夷拂へよ
 (坂本龍馬)
 事なきを祈るは人の常なれどやむにやまれぬ今日の世の中
 (吉田松陰)
 ひとすぢに思ひこめたる眞心は神もたのまず人もたのまず
 (伊藤龍太郎)
 曇りなき心の月も薩摩瀉沖の波間にやがて入りぬる
 (松田重助)
 西の海東の空とかはれどもこころは同じ君が代のため
 (月照)
 麻繩にかかる身よりも子を思ふ親の心をとくよしもがな
 (信海)
 (渡邊華山)

捕はれてゆく身にさへも鶺鴒いぢどりのかかるめぐみをいかで報いむ

(吉田松陰)

捕はれし身の憂さよりも捕はれぬ妻子のうさや更にまさらむ

(三國幽眠)

告ぐる人なければ母も聞きもせじ聞くな告ぐるなわが歸るまで

(同)

かかる子を育てしものと今さらに悔ゆらむ母の心をぞ思ふ

(眞木保臣)

淺ましや身は松にしもあら繩のいくへもかかる蔦かづらかも

(平野國臣)

世にたぐひあらじと思ふさびしさは囚屋ひとやのうちの雨の夕ぐれ

(同)

ひとやには梅も櫻もなかりけり永き春日を何し暮さむ

(同)

(同)

見渡せば下つ此の世のくまもなし古りぬる書かみや高嶺なるらむ

(賀茂眞淵)

ふみ讀めば大和もろこし昔今よろづのことを知るぞ嬉しき

(本居宣長)

ふみ讀めば昔の人はなかりけりみな今もあるわが友にして

(同)

ひむがしの大樹おほいのものと神がたり四方の本草も言ことやめて聞け

(平田篤胤)

思ふこと一つも神に務めをへず今日やまかるかあたら此の世を

(同)

ますぐなる大和心に學びてぞ神のまことの道は知るべき

(本居大平)

ふみわけよ大和にはあらぬ唐鳥の跡をみるのみ人の道かは

(荷田春滿)

わけ入りてとふも語るも静けしなやまとの書のふかき教へに

(同)

二 漢詩

神聖創基皇道興

檀原御宇蹟堪徵

山川肅肅環宮城

松柏青青護帝陵

(國分高胤)

要向五洲爭雌雄

黃泉須是起豐公

醉吟懷古桃山下

北都南都一望中

(周布政之介)

客樓迎月思悠悠
王道何時如此夕

銀漢風涼三五秋
滿天光耀照諸州

(間崎哲馬)

絕海連檣十萬兵
三更夢覺幽窓下

雄心落落壓胡城
唯有秋聲似雨聲

(藤田東湖)

回首蒼茫浪速城
丹心一片人知否

篷窓又聽杜鵑聲
不夢家鄉夢帝京

(吉田松陰)

路到長崎意氣豪
慨然放眼撫孤劍

青山絕處是鯨濤
壓海蠻船百尺高

(久坂玄瑞)

臨險臨危豈恃衆

單身孤馬亂丸中

沙邊枕甲腥風夕

幽夢悠悠到海東

(高杉晋作)

轟雷飛電凌虛翔
百萬妖鯨一掃盡

戰艦森森我武揚
皇風吹入太平洋

(德富猪一郎)

心境高明清似神
大功讚嘆絕言語

悠然向死拋青春
真是純忠第一人

(東郷吉太郎)

瓦全徒擬古精忠
山海殊恩何日報

自愧經綸未奏功
空迎九十一春風

(遊澤榮一)

神勅堂堂傳者誰
可憐吉備老名士

一言能定萬年基
現在同朝稱帝師

(小野湖山)

王事寧將成敗論
斯公一死兒孫在

唯知順逆是忠臣
護得南朝五十春

(大槻磐溪)

海甸陰風草木腥
一腔熱血存餘瀝

史編特筆姓名馨
分與兒曹灑賊庭

(賴山陽)

赤城熱血存餘瀝
心事明明還白白

松下遺風傳不言
神州正氣賴君尊

(杉浦重剛)

嗟予十歲喪先親
大義不成忠孝廢

成立一仰慈母訓
一生心事向誰陳

(蓮田市五郎)

一死如飴豈敢辭

居官半世值清時

酬君心事何須辨

只有青天白日知

(前田孫右衛門)

二十六年夢裡過

顧思平昔感滋多

天祥大節賞心折

土室猶吟正氣歌

(橋本左内)

才子恃才愚守愚

少年才子不如愚

請看他日業成後

才子不才愚不愚

(木戸孝允)

才子元來多過事

議論畢竟世無功

誰知默默不言裡

山是青青花是紅

(西郷隆盛)

五十餘年夢一場

如今弟子鬢如霜

秋風灑淚恩師墓

一掬清泉一炷香

(石黒忠恵)

花仍清香愛

人以仁義榮

幽囚何可恥

只有赤心明

(武市瑞山)

三 名言名句

○五十鈴川、清き流れの深みどり、影も百枝の松風の、をさまる木々の色までも、神の恵みの御影ぞと、所からなる心地して、ながめ妙なる氣色かな。

(謠曲)

○宇内萬國、國體おのおの異なりと雖も、主宰有らざるの民なし。凡そ人臣たる者、その君を敬し、その國を愛し、その職を勤め、その分を盡くし、以てその恩義に報ずるを以て常道とす。況んや萬世一系の君を戴き、千古不易の臣民たる者に於いてをや。

(幼學綱要)

○それ天長く地久しくして、神代の風のどかに傳はり、すめらぎの

畏き御代の道廣く、國を惠み民を撫でて、四方に治まる八洲の波、
靜かに照らす日の本の影豊かなる時とかや。
(謠曲)

○旅は道づれ世はなさけ。
(俚諺)

○三人寄れば文珠の智惠。
(同)

○益者三友、損者三友。直を友とし、諒を友とし、多聞を友とするは
益なり。便辟を友とし、善柔を友とし、便佞を友とするは損なり。
(論語)

○蓬麻中に生ずれば扶けずして直し。
(荀子)

○君子の交りは淡なること水の如し。
(莊子)

○施すに道義に於いてせざれば則ち義士來らず。
(山鹿素行)

○天は必ず正義に與じ、神は必ず至誠に感ず。
(東郷平八郎)

○仰いで天に愧ぢず、俯して人に忤ぢず。
(孟子)

○天の時は地の利に如かず。地の利は人の和に如かず。
(同)

○一簞の食、一豆の羹、これを得れば則ち生き、得ざれば則ち死す。
噉爾してこれを與ふれば、道行く人も受けず、蹴爾してこれを與
ふれば乞人も屑しとせざるなり。
(同)

○以て六尺の孤を託すべく、以て百里の命を寄すべし。大節に臨
んで奪ふべからざるは君子人か、君子人なり。
(論語)

○歳寒くして、然る後に松柏の彫むに後るるを知る。
(同)

○内に省みて疚しからざれば、それ何をか憂へ何をか懼れむ。
(同)

○疾風に勁草を知り、嚴霜に貞木を知る。
(後漢書)

○およそいとほしければとて謬りて賞をも過ごさず、にくければ
とて猥りがはしく刑をもくはへずして、あまねく均しきめぐみ
を施すべしとなり。又人に一度のとがあればとて重き罪を行
ふ事よく思慮あるべし。
(十訓抄)

○公事沙汰又は言ひ募ることなどに、早く負けて見事な負けがあるものなり。相撲の様なるものなり。勝ちたがりて、きたな勝すれば、負けたるに劣るなり。多分きたな負けになるものなり。

(葉隠)

○その身を正しうすること能はざれば、人を正すをいかにせん。

(論語)

○天知り、地知り、我知り、子知る。何ぞ知るものなしといはん。

(楊震)

○名正しからざれば則ち言順はず。言順はざれば則ち事成らず。事成らざれば則ち禮樂興らず。禮樂興らざれば則ち刑罰中らず。刑罰中らざれば則ち民手足を措くところなし。

(論語)

○天網恢々疎にして失はず。

(老子)

○玉磨かざれば光なく、人學ばざれば智なし。

(實語教)

○人皆天賦の徳性あり。然れども學ばずして能く道を知る者なし。必ず當に先覺に就いて學習し、道を明らめ、行ひを修め、以てその徳を成すべし。

(幼學綱要)

○疑ひを人に問ふは智を求むるの道なり。自ら心に道理を思ふは智を開く本なり。問ふは智を人に求むるなり。思ふは智を我に求むるなり。人は問はざれば知ること狭くして心に迷ひ解けず、自ら思はざれば見聞くこと廣しと雖も、道理を深く我が心に自得せず。此の故に、問ふと思ふとの二つは理を究め智を明らかにする道にして學の要なり。

(貝原益軒)

○問ふは一時の恥、問はぬは末代の恥。

(俚諺)

○世に教訓する人は多し、教訓を悦ぶ人はすくなし。まして教訓に従ふ人は稀なり。年三十も越したる者は、教訓する人もなし。教訓の道ふさがりて、わがままなる故、一生非を重ね、愚を増して、

すたるなり。道を知れる人には、何卒馴れ近づきて教訓を受くべき事なり。

(葉 隠)

○少し知りたる事、知りだてをやるなり。初心なる事なり。よく知りたる事は、その振り見えず。奥ゆかしきものなり。(同)

○正眞の學問をして成就すれば、心あきらかに身おさまりて、人間のねがふ程の事に、かなはぬ事はなく候。

(中江藤樹)

○わが心をただしうすることをば、いささか心がけずして、博學にほこるをのみつとめとし、耳にきき口にいふばかりにて、口耳のあひだの學問なれば、心學とはいはずして、口耳の學ともいふなり。この口耳の學にては、なにほど博學多才にても、心だて身もちは、世俗の凡夫にかはる事なければ、また俗學ともいふなり。

(同)

○學を好むは知に近し。

(中庸)

○これを知るをこれを知るとなし、知らざるを知らずとなせ、これ知れるなり。

(論語)

○これを知りて知らずとするは上なり。知らずしてこれを知れりとするは病なり。

(老子)

○嘉肴ありと雖も、食はざればその旨きを知らず。至道ありと雖も、學ばざればその善を知らず。

(禮記)

○學とはならふと申す事にて、すべてよき人、すぐれたる人の善き行、善き事等を、迹付して習ひ參るをいふ。故に忠義孝行の事を見ては、直ちにその人の忠義孝行の所爲を慕ひ倣ひ、われもきつと、その人の忠義孝行に負けず、劣らず、勉め行き候こと、學の第一義なり。

(橋本左内)

○一日の師をも疎かにせざれ。況んや數年の師をや。師は三世の契り、祖は一世の昵み。弟子七尺去つて師の影を踏むべから

ず。

○晝夜學文を好んで、文操國家に滿つ。

(童子教)

○人生まれながらにして之を知るものにあらず。師に隨つて業を稟くるのみ。

(山鹿素行)

○師を立つるに嚴を以てし、師を重んじて之に事ふるは身を修むる所以なり。師道重からざれば、則ち學ぶ所固からず。

(同)

○學は必ず標準有り。その志す所正しからざれば、乃ち書を読み、て知、日に昏く、道を覓めて理、日に惑ふ。

(同)

○書は古今の事蹟を載するの器なり。讀書は餘力の爲す所なり。急務を措いて、書を読み、詩を立つるは、學を以て讀書に在りと爲すなり。學の日用と扞格するは、是れ唯書を読んでその道をきはめざればなり。

(同)

○學問は活用を尊ぶ。萬卷の書を読むといへども、活用せざれば

(同)

用はなさぬものなり。

(二宮尊徳)

○書冊は輕忽にすべからず。當に眞神師哺の思ひをなすべし。

(平田篤胤)

○人事はすべて學問にして社會は即ち大學校なり。

(福澤諭吉)

○世人直ちに大宮に事ふるのみを奉公といへども、この照らす日月の下に、天皇につかへぬ人やはある。武士の官司をひきゐます、かけまくも畏き御あたりをはじめ、下がしもに至るまで、只高き卑き差等こそあれ、威く君に仕ふる身にしあれば、物を書くも君のため、疾をなほすも君のため、田を佃るも君のため、商ひするも、もとより君の御ためなれど、卑賤身は遙かに下に遠離れば、只近く世人のために、勞くほどの、天皇への事はなきなり。

(橘守部)

○若竹と呼ぶる内も少しかな

(一茶)

○若い時の苦勞は買つてもせよ。 (俚 諺)

○職に就きたりとして、地位の高下、収入の多少をいふべからず。實務の熟練は自ら満足を與ふべし。 (福澤諭吉)

○職業に貴賤の差別なし。ただ自己の勤勞によりて生涯の獨立をなすを尊しとす。 (同)

○人に使はるるものは自分の仕事をなすが如く忠實に働け。成功すること請合ひなり。 (同)

○初めあらざるなし。克く終りあるはすくなし。 (詩 經)

○黽勉事に従つて敢へて勞を告げず。 (同)

○これ日に孜々として敢へて逸豫することなし。 (書 經)

○一たび食する毎に稼穡の艱難を念ひ、一たび衣る毎に則ち紡績の辛苦を思ふ。 (貞觀政要)

○知る事はやすく、行ふことはかたし。然れども委しく知らざれば

ば行ふべからず。たとへば農業のごとき、時をたがへず蒔き、草かり、つちかへば、よくみのることは誰も知れど、唯その事を知りてせざれば益なし。またその知るにも、時を考へ、つちのかひやう、鋤きやう、鍬のつかひやう、夫々についてその仔細ある事、つとめざれば知りがたし。 (三浦梅園)

○人、聖人に非ず誰か過なからん。過つて能く改む。善これより大なるはなし。 (貝原益軒)

○かへり花かへらぬものは月日かな (虛 白)

○蒔かぬ種は生えぬ。 (俚 諺)

○苟に日に新たに、日々に新たに、また日に新たなり。 (大 學)

○徳の修まらざる、學の講ぜられざる、義を聞きて徙る能はざる、不善改むる能はざる、これわが憂ひなり。 (論 語)

四 壁 書 (徳川光圀)

- 一 苦は樂のたね、樂は苦のたねと知るべし。
- 一 主人と親とは無理なるものと思へ。下人は足らぬものと知るべし。
- 一 子ほど親を思へ。子なきものは身にたくらべるちかき手本と知るべし。
- 一 おきてにおぢよ。火におぢよ。分別なきものにおぢよ。恩を忘るる事なかれ。
- 一 欲と色と酒とをかたきと知るべし。
- 一 朝寢すべからず。咄はなの長座すべからず。
- 一 小なる事は分別せよ。大きな事は驚くべからず。
- 一 九分は足らず、十分はこぼるると知るべし。
- 一 分別は堪忍にありと知るべし。

五 自 警 (足代弘訓)

- 一 人をあざむくために學問すべからざる事。
- 一 人とあらそふために學問すべからざる事。
- 一 人をそしるために學問すべからざる事。
- 一 人の邪魔するために學問すべからざる事。
- 一 己が自慢するために學問すべからざる事。
- 一 名を賣るために學問すまじき事。
- 一 利を貪るために學問すまじき事。

附 録

をはり

2725

149

昭和十八年四月十二日 印刷
昭和十八年四月十四日 發行

(非賣品)

著作權所有

著者兼
發行者

文 部 省

東京市小石川區久堅町百八番地

印刷者 大 橋 光 吉

東京市小石川區久堅町百八番地

印刷所 共同印刷株式會社

5

